
第3回 日吉津村議会定例会会議録 (第2日)

令和3年9月9日(木曜日)

議事日程(第2号)

令和3年9月9日 午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(10名)

1番 長谷川 康 弘	2番 井 藤 稔
3番 橋 井 満 義	4番 三 島 尋 子
5番 松 本 二三子	6番 河 中 博 子
7番 前 田 昇	8番 松 田 悦 郎
9番 加 藤 修	10番 山 路 有

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長	中 田 達 彦	総務課長	小 原 義 人
総合政策課長	福 井 真 一	住民課長	矢 野 孝 志
福祉保健課長	橋 田 和 久	建設産業課長	益 田 英 則
教育長	井 田 博 之	教育課長	横 田 威 開

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（山路 有君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和 3 年 9 月第 3 回定例会 2 日目を開会いたします。

ただいまの出席議員は 1 0 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議長（山路 有君） 日程第 1、一般質問を行います。

ここで通告者の皆さんの紹介をさせていただきます。

通告 1 番、議席番号 8 番、松田悦郎議員、午前 9 時からの予定で、これが終わってからのすぐ、午前 9 時からの一般質問となります。通告 2 番、議席番号 7 番、前田昇議員、午前 9 時 5 0 分からの予定となります。通告 3 番、議席番号 2 番、井藤稔議員、午前 1 1 時 5 分からの質問となります。続いて、休憩を挟みまして、通告 4 番、議席番号 4 番、三島尋子議員、午後 1 時からとなります。通告 5 番、議席番号 1 番、長谷川康弘議員、午後 2 時からの質問となります。通告 6 番、議席番号 6 番、河中博子議員、午後 3 時 5 分からの質問となります。

本日は、以上 6 人の議員が一般質問を行います。各位の質問が明日からの日吉津村につながることを期待するところです。

そういたしますと、通告 1 番、議席番号 8 番、松田悦郎議員の一般質問を許します。

松田議員。

○議員（8 番 松田 悦郎君） おはようございます。8 番、松田です。

最初に、プロジェクトチームの具体策について質問をします。村長は、令和 3 年の施政方針の中で、第 7 次総合計画、子育て支援、小学校で G I G A スクール構想をはじめとする教育関係、村民の交流や健康増進を図るため、河川敷グラウンド・水辺の楽校の整備する環境問題、デジタル社会で新しい日常に対するデジタルトランスフォーメーションの推進、高齢者支援、農業問題などを含め、2 2 項目の事業を行うと報告をされました。さらに 6 月の定例会で、村の目玉事業として複合型子育て支援施設整備事業、うなばら荘を含めた海浜エリアの活性化、国のデジタル庁の創設に伴うデジタルトランスフォーメーションの 3 事業について、村長をトップとするプロ

ジェクトチームをつくり、検討や取組を実施すると言われていました。

そこで3点について質問します。まず1つ目として、海浜エリア活性化検討委員会の検討状況について。2つ目として、海浜運動公園の取組について。コロナ禍である中、どのように検討されているのか。3つ目、国の奨励するデジタル技術を生かしたデジタルトランスフォーメーションで、村民の生活がより便利に豊かになるよう、本村でのデジタル化を推進したいとあるが、その具体策について伺います。

次に、太陽熱温水器補助金制度導入について質問をいたします。環境省は2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロの実現に向け、地方自治体の施策を支援する新たな交付金を創設する方針を固めました。あわせて、脱炭素社会実現を明記し、再生可能エネルギー事業を誘導する改正地球温暖化対策推進法も成立いたしました。村内では、村長が今年度の施政方針の中で、環境問題と脱炭素社会に向けての考え方として、河川敷グラウンド・水辺の楽校の適正管理や松くい虫被害の軽減にも努めると言われております。そこで、本村も環境問題と脱炭素社会に向けて一つの考え方として、エネルギーの変換率が高いと言われる太陽熱温水器の設置と太陽光発電システムの併用をしながら、県の補助制度を導入し、多くの村民に自然エネルギーを促進すべきであります。また、令和元年の一般質問での答弁では、太陽熱温水器はエネルギー変動効率も高く、設置費用も太陽光発電より安い利点があるが、近隣の市町の補助金による状況もまちまちな状況であり、その内容も確認させていただきながらもう少し検証したいと言われましたが、その後の検証結果を伺います。以上です。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） おはようございます。

それでは、松田議員からの一般質問にお答えをしまいたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

大きく2点、御質問をいただきました。1点目が、今年度進めておりますプロジェクトチームでの検討状況、具体策等についての御質問でございます。2点目が、太陽熱温水器の助成制度についての環境問題に関する御質問ということでございます。

まず、プロジェクトチームの具体策はということでございまして、海浜エリア活性化検討委員会の検討状況、それから海浜運動公園の取組という質問をいただいておりますが、共通した関わる部分が多い内容になりますので、併せてこちらは答弁をさせていただきたいと思います。海浜エリアのさらなる活性化を目的に、海浜エリアの活性化計画を策定していきたいということで、現在プロジェクトチームを4月から立ち上げて、村長、総務課、建設産業課、それから総合政策

課で構成するプロジェクトチームを立ち上げて活性化の検討を開始したところでございます。本年4月からは総合政策課が主管課としてこちらを担当しているということでございます。5月には海浜エリアの利用者の方々、それから子育て世代等の様々な分野の村民の皆様で構成をする海浜エリア活性化の検討委員会を開催をいたしました。そこで現地視察や意見交換を行ったところでございます。また、6月には、これは事務サイドになりますけれども、南部町にありますオートキャンプ場を視察をさせていただきまして、情報収集を行ったところでございます。5月に開催をいたしました海浜エリア活性化検討委員会で現地を見ていただきまして、その後に意見交換を行ったわけですが、いただきました意見、幾つか紹介をさせていただきますと、1点は、これ維持管理系の話になるかと思えます。あずまやとか記念碑とか遊歩道等々、もう少し皆さんが使いやすいようにきれいにしてはどうかというような意見をいただいたところでございます。また、次に施設の関係では、テニスコート、ゲートボール場、こちらのほうが非常に利用が少ないということもでございます。こちらを例えばスケートボードだとかフットサルだとかバスケット、オートキャンプ場とかグランピングだとか、そういった新たな用途の施設に転換をして活用促進を図っていったらどうかというような御意見、あるいはテニスコート付近に駐車場があったほうがいいのではないかと、トイレを洋式にすべきとかいうようなハード的な御提案もいただいたところでございます。あわせて、キャンプ場につきまして、例えばレンタル品を充実をしたり、バーベキューなど食材を販売したり、あるいはビールサーバーを置いて、手ぶらキャンプができないとか、ごみは今は持ち帰っていただくようになっておりますけれども、ごみを受け入れることはできないとかいうようなソフト的な御提案もいただいたところでございます。

次に、南部町のオートキャンプ場を視察させていただきました概要につきまして御報告をさせていただきますと思います。こちらの緑水湖のオートキャンプ場でございますけれども、平成31年の4月から現在の民間の指定管理者に変更されたということございまして、利用客、数字のことを申し上げさせていただくと、年間約1,300人だった利用者が、この導入により2,700人、年間ということで、倍以上ということで増加をしたということでございます。そして、民間が運営されることによりまして、レンタル品の充実であるとか、あるいはお客様からいただいたニーズに対して柔軟に迅速に対応をすることが可能となっているということ。それから、これも先ほどのお答えと通じてきますけれども、お客様を受け入れるための環境美化面等の細かな配慮が行き届くようになったというような効果、メリットというところを教えていただいたところでございます。逆に、デメリットとしてどういったことがあるかということをお聞きしたところですが、やはりまだ交代したばかりで施設管理の経験が不慣れなところもあり、少し慣れ

るまでにはやはり時間がかかるということがございました。それから、施設の修繕費用等につきまして、維持は指定管理者が行うし、施設の改修だとか機能向上に関するものは町が行うというようなすみ分けがしてあるというわけですけれども、こういった部分について、やはりその都度協議が必要になってくるというようなことがございました。全体的な課題認識として、町民の皆さんの利用をもっとどうやって増やしていくかということは今、研究をされているというようなお話を伺って帰ったところでございます。今後につきましても、ほかの自治体の施設の視察を行ったり、あるいは先ほど申し上げました活性化検討委員会のほうで御意見をいただいたりということで、検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。そうした御意見など、他の施設の状態等も研究した上で、公園施設の活性化、活用策、施設の管理運営、観光との連携、豊かな自然環境の保全等、この海浜エリアの一带のさらなる活性化を検討をしてみたいと考えているところでございます。

次に、デジタルトランスフォーメーションのプロジェクトチームの検討状況、具体策をお答えをさせていただきたいと思っております。まず、このデジタルトランスフォーメーションというものですけれども、これは進化したデジタル技術を浸透させることで、人々の生活をよりよいものへと変革をしていくことということでございます。議員のほうからもありましたが、現在、国を挙げてデジタル化の推進が図られているところでございまして、9月1日にはデジタル庁が発足をしたということでございます。様々な業種、業界で業務のデジタル化が進む中、自治体においてもデジタル化の取組を進めることで業務の効率化や改善を図り、行政サービスを受けていただく住民の皆さんの利便性の向上を図っていこうということで、国、総務省は、2020年12月に自治体デジタルトランスフォーメーションの推進計画というのを策定いたしました。この計画は、デジタル社会の構築に向けて自治体に取り組むべき各種施策を着実に進めていくための計画でございまして、自治体が重点的に取り組むべき事項、内容等を具現化したものでございます。この中で、重点取組事項というのが6つ掲げられているわけですが、1つ目が、自治体の情報システムの標準化、共通化、2つ目が、マイナンバーカードの普及促進、3つ目が、行政手続のオンライン化、4つ目が、AI、RPA、人工知能とかロボット技術等の利用推進、それからテレワークの推進、セキュリティ対策の徹底という6つが位置づけられているところでございます。本村におきましては、今年度より自治体デジタルトランスフォーメーションの推進のためのプロジェクトチームを立ち上げて、現在、検討を進めているところでございますけれども、あわせて課長級を含めた日吉津村の自治体デジタルトランスフォーメーション推進委員会を4月に1回、設置をして開催をしたというところでございます。担当職員を中心としましたプロ

ジェクトチームは、8月末までに4回を開催をして検討を進めておりますが、具体的な検討項目といたしましては、先ほど国の重点取組事項のほうにもありました、この中で、全国統一的な取組となります、一つが自治体の情報システムの標準化、共通化。もう一つが、行政手続のオンライン化、こちらについては全国で足並みをそろえて進めていこうということでございますので、こちらについての検討、それから行政手続のオンライン化にもつながってまいりますけれども、押印の廃止、住民の皆様からの申請であったり、あるいは行政からの発出する文書、行政文書に係る押印の廃止、それから現在、役場庁内でも様々なシステムを導入をしておるわけですが、その中での電子掲示板ですとか、あるいは共有のフォルダーの利用のルールの確認、ルールづくりなどの検討を行っているところでございます。今後、日吉津村自治体デジタルトランスフォーメーション推進委員会を開催をして、押印廃止に向けた方針の確認を行い、今年、令和3年12月末には押印廃止ができないかということを目指して準備を進めてまいりたいというふうに考えております。また、今年の7月には、国のほうから自治体デジタルトランスフォーメーションの推進手順書というのが示されたわけございまして、特にやはり全国的に進めていくことを図っておられます、先ほど申し上げました取組について、こういった手順書も見ながら、日吉津村のほうでもしっかりと準備をして進めていきたいというふうに考えております。このデジタル化ということですが、デジタル化をすることが目的というわけではなくて、このデジタル技術を使って、いかに村民の皆様サービスの向上を図ったり、あるいは行政の効率化を図っていくということが重要であると認識をしておりますので、そのような観点で今後も検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、太陽熱温水器への補助支援制度についての御質問でございます。昨年10月に菅総理大臣は、脱炭素社会の実現に向け2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言をされました。これを受けて、議員からもありましたように、国の動向として地球温暖化対策推進法の改正、それから地方自治体向けの財政支援策の充実というようなことも現在検討化をされているということでございます。つい先日は、2030年の温室効果ガスを46%削減を目指していこうという中間目標を定めた対策計画の案が国から示されたところでございます。県のほうでは、補助金の制度が、これ平成21年度から実施をされているということでございまして、現在は改正も重ねられているところでございますけれども、鳥取県小規模発電設備等導入推進補助金ということでございまして、太陽光発電、家庭用燃料電池、それから議員御提案であります太陽熱の利用機器、まきストーブ、蓄電池というのが現在対象設備ということになっているところでございます。本村にお

きましては、この県の補助制度を活用させていただき、平成21年度から太陽光の発電設備の補助事業を行っております。また、平成24年度に県の補助事業で燃料電池が対象になったことから、村でも補助を開始をしているということでございます。この温室効果ガスの排出を抑制するという観点から、自然エネルギーの活用は大変効果がある、有効だというふうに考えているところでございます。現在、村が対象としているのは、先ほど申しました太陽光と燃料電池という設備のみでございますけれども、今、非常に国のほうでも大きな転換を図られようということでございます。この温暖化対策というのは、地球規模、世界規模での取組がやはり必要になってくるものでありまして、そのためには住民の皆様の御協力も必要になってくるという内容だと考えております。今後、国のほうで交付金というような話もありましたし、そういった動きも受けまして、県の補助制度、今は5設備が対象になっているということでございますけれども、そうした国や県の動向を注視しながら、新年度に向かって検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上で松田議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） これより再質問を行います。

松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） 海浜エリアについて、ちょっと再質問をさせていただきたいと思いますが、まず最初に、村長からもいろいろと海浜エリアの活性化について、あずまやを使いやすいようにするとか、テニスコートの変換はどうなのかとか、それと併せて現地視察を行ったということを言われました。そこで、私はこの海浜エリアの活性化は、健全に利用するためにも、子供の、児童の遊び場を造る必要があるという観点から、この活性化検討委員会の人選の中で子育て世帯の方は何人おられるか、取りあえずそこ質問、お答え願いたいと思います。

○議長（山路 有君） 福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 松田議員の御質問にお答えいたします。

海浜エリアの村民代表のメンバーなんですが、全部で7名いらっしゃいまして、子育て世帯、小さなお子様ということでいますと、お二人となっております。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） 2人おられるそうですけども、この方やちのほうからは、子供の遊びの場の検討なんていう話は出なかったんでしょうか、どうなんですか。

○議長（山路 有君） 福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 松田議員の御質問にお答えいたします。

非常に有意義な御意見いただきまして、実は海浜運動公園の中に芝生広場とか多目的広場が芝生の広場なんですけども、これが看板が設置してございまして、使用に当たっては許可を取ってくださいというようなことが書いてあった関係で、一般の子育ての方がふらっと行かれたときにそれを見られて、あっ、許可が必要なんだということでもちゅうちょされたという御意見がございました。そこで、確かに看板、簡潔にしか書いてないもんですから、占用で利用される場合は当然許可が要るんですが、例えばグラウンドゴルフで全体使われたり、ターゲットバードゴルフで全体使われたりっていうときは、危険な面もございまして許可を取っていただいて全部を占用していただくと。ふらっと来られて子供さんと簡単な、遊んだりとかいうことに対しては許可は要らないんですよと、空いてさえいけば御自由に使ってくださいよということで回答したとこなんですけども、ちょっと看板の書き方がそういうふうにつまづかぬかなということでも、その看板、撤去しまして、その後は自由に使えるということで理解していただいたというようなことがございました。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） ちょっとしつこいようなんですが、やっぱり今、村内で子供たちが遊ぶところが本当に少ないというのは前から分かってましたし、いろいろ村内も見ても、なかなかそういう施設を造るところはないのかなと思うと、やっぱり海岸エリアの中に、例えばゲートボールのところは今使ってなくて、もう草ぼうぼうなんで、ああいうところにも遊具などを設置しながら遊び場を造ったらどうなのかなと私はそう思います。ただ、グラウンドゴルフ場やターゲットバードゴルフ場もいいんですが、ただ草だけが生えて、ただ広場だけですね。だけん、なかなかそういう面で行くと、子供はどうなんかなという気がしますんで、その辺も併せて考えができたらお願いをしたいなと思います。

続きまして、海浜運動公園での施設管理の取組なんですけども、今、先ほど村長からテニスコートのことが出ましたけども、テニスコートのあの状態というのは、私の考えですよ、私の考えは、私も昔テニスクラブおりましたから分かってたんですが、大分前になるんでちょっと記憶は定かでないんですが、たしかあそこはテニスクラブが施設管理をすれば使用料は取らないよとか、そういうようなことだったのではないかなと思っております。それで、結局クラブ員がおる間は使用がただだからということでいろいろ施設整備をするんですが、だんだんだんだん高齢化っておらなくなっちゃったら、今の状態のように施設管理をする方がおらないところから、ああいう荒れ放題になったのではないかなと、私は思っております。それで、こういうことを、健康のためというだけではなくて、行政もそれにもうちょっと配慮をしてもらおうとか、やっても

らわないと困るなど。あわせて、今、グラウンドゴルフ場でグラウンドゴルフやっていますが、この方やちも当然、これは使用料はただにするから施設の管理をしてくださいよというような話を聞いたことがあります。現在の、グラウンドゴルフする方もかなり高齢者になって、本当に今、グラウンドゴルフ協会も一番大変なのは施設管理の、例えば草取りだとか草刈りだとか、夏には水を流すだとかいうような作業が一番大変なんです。だから、今思うに、これからもグラウンドゴルフも、テニスコートと同じ道をたどらへんかなという心配はあるんですよ。結論として、もう少し施設管理には行政が携わっていただいて、もうちょっと管理を行政のほうが責任持ってやってもらおうと。高齢者は健康という口だけではなくて、そこの施設行ったらプレーができて、健康にスポーツができて、そのままにぎやかになって帰るといようなことが本当に高齢者の健康の増進のためだと私は思うんですけども、その辺について、村長、どうなんでしょう。

○議長（山路 有君） 福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 松田議員の御質問にお答えいたします。

先ほど議員のほうより、芝生広場ですね、グラウンドゴルフで使っていただいております、結構週に何回も使っていただいている状況です。この維持管理と、それから使用料のことについて、過去の経過を若干触れさせていただきたいと思います。平成の10年代後半の単独存続なのか合併するのかなというような議論の際に、各種こういった施設の使用料を見直そうと。従来は減免措置ということで、グラウンドゴルフ協会とかが使用される際は減免だったんですね。そうはいっても適正なやっぱり利用料金を全ての方からいただくというような方針になりました。ただし、当時、週に5日ぐらい御利用があって、半日単位で1,000円ぐらいの設定だったんですけども、週に5,000円もかかってしまうというようなことから何とかならないかということで、では、当時まだ今の年齢から十何歳か皆さんお若い年代だったときだったと思うんですけども、適正管理をする代わりに使用料と相殺ということで現在まで至っておるといような経過となっております。この間、グラウンドゴルフ協会主催でいろんな教室を開いたり、維持管理も結構丁寧にしていただいたと。長年していただいたおかげで今に至るといようなことから、国土交通大臣の表彰も受けられたこともございます。こういった経過は過去のことなんですけども、今、議員おっしゃられたように、かなりの年数が当時から経過しておいて、今後の維持管理の在り方、使用料の在り方について、今後検討していきたいと考えます。ただし、適正な使用料という観点はやっぱり大事だと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 松田議員の御質問にお答えします。

ちょっと先ほどの総合政策課長の答弁に補足をさせていただきますけれども、芝生広場や多目的の広場につきましては、行政のほうとしても整備はしております。ただ、減免をしているから整備をしてくださいねということではありませんで、どちらかといえばそのグループ、自主的な活動の中で、その清掃活動に取り組んでいただいているというふうに認識をしているところでございます。決してそれは強制的ではございませんので、その辺りは御認識をいただければと思います。ただ、テニスコートにつきましては、ずっと、議員おっしゃいますように、昔はそれなりに利用者もあって、使用団体のほうで整備していたというような経過もあるんですけれども、今は本当にクレイコート自体がなかなか利用者がなくなったという状況で、ニーズがなくなってしまいました。それに伴って、使わなければだんだん古くなるというようなことで、今現在は利用者もほとんどない状態でございます。その点で、正直なところ整備もなかなかできてないというところが実態でございますので、この辺で、言われるように、ゲートボール場ですとかテニスコートをこれからどういうふうに活用していくかっていうところを今検討しているところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） いろいろ説明があったんですけども、私としては本当に、先ほども言ったように、施設の管理というのが一番高齢者の苦痛で、先ほど言いましたけど、まだ若かった頃ていいますか、70代、60代の頃はよかったと思うんですけど、今もうほとんどが80以上で、私が一番若い子ぐらいかないかなと思ってるんですけども、その方やちが草取りやら、周りの草をずっとうちの役員さん刈ってますけども、本当に暑い中で、いや、大変だなと思いますし、芝生も芝刈り機で本当薄うに切ってきれいにやっておられますが、それ見ると本当に頭が下がる思いなんですけども、何とかこれ、本人も喜んでやっとなるわけじゃないんで、仕方なしにやっとなるという感じなんで、ちょっとその辺は本当に真剣に考えていただきたいなと思っております。村長はそれでいいでしょうか。真剣に考えてもらえますか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。グラウンドゴルフ、非常に今もほぼ毎日のようにプレーをしておられるということで、この芝生も非常にきれいに管理をしていただいております。心より感謝を申し上げる次第でございます。やはり、先ほど、まず福井課長のほうからありましたように、その費用負担の考え方という部分では一つ整理をしていく必要があるのかなというふうに考えておりますので、その辺り、今後検討をしていく必要がある部分かなというふうに認識をしているところでございます。以上でございます。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） しつこいようですけども、高齢者が本当健康になるような、苦痛でない、健康になるような施策を、施設管理を、使用料はただにするけんなんていうやなことはこれからはやめていただいて、できれば無料で、施設管理は業者のほうにお願いしますということをお願いをしておきます。

それから、デジタルトランスフォーメーションについてですけども、このデジタル化に伴って利用が広がっていく個人情報の関係が、こないだ新聞見てみたら懸念されているような記事が載っていました。本当に個人情報を守れるんかいなという感じで新聞載ったと思うんですが、ところめがその後、ある隣の町では個人情報の漏えい事件が発生したということがまたこれに出てました。えらいタイミングがいいなと思ったんですけども。その辺で日吉津村としても、デジタル化に伴っての個人情報保護の対策なんていうのは考えておられるんでしょうか、どうなんでしょうか。

○議長（山路 有君） 福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 松田議員の御質問にお答えいたします。

個人情報につきまして、先ほどの村長答弁の中でもございましたように、自治体のデジタルトランスフォーメーション推進計画の中の重点の取組項目の6つの中の一つになっております。セキュリティ対策の徹底というのが当然義務づけられております。先ほど情報漏えいの事故があった、私の記憶では、たしかUSBメモリーに個人情報をファイルを入れておったものを紛失されたというようなことで伺ったと思うんですけども、本村では、業務のそういったファイル、USBメモリーで持ち出したりするときにも、必ず、必要な場面もあろうかと思うんですけども、自宅に持ち帰るなんてことはさせておりませんので、そういった徹底は今現在でも最低限できております。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） このデジタル化によってマイナンバーカードの普及が一番叫ばれておりますけども、何か、昨日だったかな、あれで聞いたような気がしますけども、現在のマイナンバーカードの普及率と、今年度の普及率の目標などがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 松田議員の質問にお答えします。

マイナンバーカードの普及率ということで、いろんなちょっとデータがあるので御紹介させて

いただきますが、8月末現在のデータでございます。日吉津村は今、申請が49.63%でございます。申請があってから国がカード作られて、送付されて、こちらで設定して交付という流れになるんですけども、その49.63%から、国が発送済みになっとるのが46.85%、それを受けて日吉津村で交付できる準備の設定があります。それをしたものが46.51%で、実際取りに来られた方が44.91%でございます。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） 細かい数字ありがとうございます。

本当にこれは、当然100%を目指しておられるんだろうと思いますけども、できる限りこれによって普及がなされるといいなと思っております。

それから、これも報道なんですけど、国のほうでは地域のデジタル化推進で、IT専門家チームを自治体に派遣するなんてっていう記事があったんですけども、この辺はどうなんでしょう、日吉津は。

○議長（山路 有君） 福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 松田議員の御質問にお答えいたします。

現時点でこのデジタルトランスフォーメーションの推進計画とかはできておるんですけども、具体的な内容というのはまだこれからどんどん出てまいりますので、今現在、専門家の派遣とか、そういったことまでは検討になっておりません。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） ありがとうございます。

では次、太陽熱温水器について質問をさせていただきますが、これはちょっとネットに書いてあったけん、ああ、これはそういうことかと思ったんですけども、温室効果ガスは大気中にごく微量に存在しており、地球の平均気温は約15度に保たれています。仮にこのガスがないとマイナス18度になるというふうに言われております。しかし、この温室効果ガスがあまりに多く発生し、地球全体が温暖化になっているという現実があるというふうに載っておりましたんで、がいに、これは御存じだと思いますけども。そこで基本的な質問をしたいと思いますが、先ほど村長も言われました村の環境問題で、河川敷、グラウンドゴルフや水辺の楽校、松くい虫被害の軽減の適正管理などについてはひとつ最優先でやっていただきたいなと思っておりますが、そこで国が脱炭素社会に向けて、2030年までに45%削減する予定だったかな、温室効果ガスの排出を大幅に減らしながら、自治体の再生エネルギー導入など幅広い施策の具体例をうたっておりますが、そこで本村として、プラスチックの問題などが今、最近騒がれておりますが、この辺も含めて日

吉津村で脱炭素社会に向けての何か取組が考えられているようなことがありましたらお答えを願いたいと思います。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 松田議員の質問にお答えします。

議員さん御指摘のプラごみも含めたところということで、国の対策の中にもごみ減量化とかいろんなことが書いてございます。ごみはごみのほうで減量化を何がしか進めているところ、分別等をして進めてるという現状もございます。あと、それ以外で太陽熱利用ということでは、村長の答弁でも申し上げましたが、21年度から太陽光発電のソーラーパネルですね、そういった導入を進めてきておりますので、それを継続しながら、今後あと国の方針等を勘案して、どんな方針が立てられるかなと思っておりまして、今は実行してきたところを進めてきておりまして、新たなところは今後の検討という形でございます。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） 新たな検討をしているということなんで、ひとつ検討もしていただきたい、せっかくですんで検討していただきたいなと思います。

次に、村長も言われたんですけども、鳥取県で小規模発電設備等導入推進補助金交付要綱の中の交付目的の補助金についてですけども、中身を読みますと、県内に小規模発電設備を導入する者に対して、市町村と連携した支援を行うことにより、小規模発電設備等の導入を推進し、分散型のエネルギー供給構造の構築及び地球温暖化対策に貢献することといたしております、ということなんですけど、先ほど言われたように、今、日吉津村では太陽光と蓄電池だということなんで、それとあわせて村長の最後の答弁では、太陽熱も今年度末には考えていきたいということなんですけど、私はこの太陽熱の温水器の質問は今回で3回目なんです。最初は、今の村長の前の村長に質問して、その後、今の村長にこれ2回目なんですけど、ぼちぼち、できないならできないとか、やるならやるとか、何とか前向きな返答をひとつしてもらわんと、また何年か後に同じ質問をしとったってこれかなわんと思うんですけど、村長、その辺はどうなんでしょう。ある程度めどをつけて、できるならできる、できんならできんというふうに決まったほうが、私もこれから質問が考えられますが、いかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。県のほうが小規模発電設備等の導入推進補助金を要綱を設置をされて、様々補助をしておられる。村も協調して補助をしているわけですけども、前回までの答弁のところ、この太陽熱の利用機器の補助をしている市町村というのが、若干減少

傾向であるというような状況もあるというようなお話はさせていただいていたかと思えます。その辺りの周辺状況だとかというところも踏まえたところで検討をしていたところではございますけれども、このたび国のほうでも大きな方針が示されて、法律改正もされて、みんなで取り組んでいこうというような方向性でございます。これを受けまして、県のほうも何かしらまた施策を考えられるのかもしれませんが、そういった国や県の状況を見て、村のほうといたしましても現在の太陽光と、それから燃料電池ということだけではなくて、ここは国、県の状況も見ながら、幅広に検討をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） 幅広に考えていくというような新しい答弁なんで、期待するところなんですが、鳥取県ではこの補助金制度使ってるのは、境港、岩美、八頭、北栄、南部町、日南の6市町というようにネットに書いてあったんですけども、この補助金制度を使って太陽光発電と太陽熱温水器の併用の補助金をもらってるというふうに書いてあったんですけども、あとの13市町村はまだやっていないと。いろんな考えがああと思うんですけども、ぜひ考えていただきたいなと思ってますが、日吉津村は太陽光の補助金を出しておりますが、こないだいろんな方の太陽光のメリットでなしにデメリット、それから太陽熱温水器のデメリットをちょっと見てみましたら、太陽光からいきますと、まず充電単価の低下がある、これがまずデメリットですよ、デメリットですよ、低下。それから設置費用が高いと、それから日中しか発電できない、それから天候、災害による影響が大きいと、それで発電効率が悪い、設置に向いてない環境もあると、役目を終えたら撤去も当然必要というようなことが載ってましたんで一応述べるだけなんですが、太陽熱温水器のデメリットは、太陽光は結構あったんですが、太陽熱温水器のデメリットは、これは満水時に重量が約300キロ以上、満水すると300キロ以上の重さになるということで、屋根の強度の辺を考えなければいけないよというようなことがあって、それがデメリット。それから、日当たりが悪いところは日照時間が短いということで、あっ、もう時間来ちゃった。この辺がなかなか効果を発揮できないというようなことが載ってましたんで、これも併せて参考にしていただいて、今後よろしくお願ひしたいと思えます。以上、終わります。

○議長（山路 有君） 8番、松田悦郎議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） 続いて、7番、前田昇議員の一般質問を許します。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。一般質問をさせていただきます。

今回、大きく3点について何うようにしております。まず1点目は、ヴィレステひえづの運営の見直しをというテーマであります。ヴィレステひえづの運営の見直しについては度々私も伺っておりますが、開館から6年を過ぎました。この間、私の一般質問においても、また議会の予算委員会や決算委員会での附帯の意見として、ヴィレステひえづの運営を見直しをすべきということとで求めてまいりましたが、村において検討されたかどうか、あまり見受けられないという形です。そういう議会からの指摘についてどのように受け止められているかも併せて伺いたい。具体的には4点ありまして、まず1点は、図書館での自習利用を、その門戸を開けということとを求めてきているんですが、現在は図書館での勉強利用はさせないということで、ヴィレステのロビーを出会いストリートということで、そこで勉強はしてくださいということの対応がこの6年間続いております。それからもう1点、1階にあります健康相談室が一般の貸出しはされておらず、健康相談に行く部屋だということとありますが、現実的に利用の頻度というのはそう大きくなくて、1階の一番メインの部屋でありますので、村民の方あるいは一般の方の利用について検討されたいということ、この間指摘をしてきたところとあります。それから2点目、村民のヴィレステの利用状況とか、学習ニーズの把握というものをそもそもどのようにされているか。3点目、ヴィレステひえづ運営審議会というものが開催されておりますが、この1年間の開催状況と、どういった内容の議論がされてきたかということをお伺いしたい。それから4点目、提案のような質問になりますが、ヴィレステひえづの主管課を現在の施設管理という立場での総務課から、そろそろ教育委員会に移すべきではないかというふうに考えますが、その点についていかがかということで伺っております。

大きな2点目は、第7次総合計画の進捗はどうかということとあります。今年の3月議会において第7次総合計画の策定における村民意見の把握が不十分だと指摘したわけですが、その後に実施計画の策定に当たっては、村民の意見を十分反映しつつ取り組みますということの答弁がありました。その後の3月以降の進捗はどのようになっているかということとあります。具体的に6項目聞いておりますが、計画の内容についての村民への広報や啓発はいかに行われているか。それから、実施計画の見直しを役場庁内においてどのように取り組まれたか。それから、かねてより庁内において3つのプロジェクトチームを設置して検討しているとありますが、その検討状況についての村民への情報提供はどのようにされているか。それから、2年間自治会の懇談会が中止になっておりますが、毎年懇談会の事前に全戸配布しております役場からの資料についてはどのように考えているかということで、以前に伺いましたところ、資料については今後検討するということとありましたので、その点について確認をしたいというふうに思います。それから、

自治会活動、コミュニティ施策というものがこの間日吉津村の大きなテーマになってきているわけですが、徐々に取り組まれてるように伺っておりますが、総合計画の中でその辺がどのように進められているかということです。それから、そもそも各種の村づくりの推進に当たって、村民参画の場をいかに設けて進められるか。コロナ禍によって集まりができないんだというのが昨年来からの理由であります。それはそれとしても、村民参画の場をつくっていかないと第7次総合計画の進捗はなかなかできないのではないかという意味での質問であります。

大きな3点目は、うなばら荘の民間譲渡について、西部広域行政管理組合から今、うなばら荘の譲渡先の民間が公募されておりますが、その間についての村としてのこの間の取組についてはどのように現状認識をされているかというふうなことについて伺っております。

以上、大きな3点について伺いますので、また議論をしてみたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） それでは、前田議員からの一般質問にお答えをしてみたいと思います。

大きく3点御質問いただきました。1点目が、ヴィレステひえづの運営見直しについて。それから2点目が、第7次総合計画の進捗状況について。3点目が、うなばら荘の関係についての御質問でございます。

まず、ヴィレステひえづの運営見直しに関しての御質問にお答えをしてみたいと思います。

まず、議会のほうから様々御指摘をいただいているところでございますけれども、このいただきました御指摘につきましては真摯に受け止めまして、その必要性、効果などを検討をし、できるものは事業化、制度化につなげていくこととしているところでございます。その上で、これまでも答弁をさせていただいておりますとおり、ヴィレステは3つの機能が合わさった複合施設ということでございまして、それぞれの機能、役割が発揮されることがまずは重要だというふうに考えております。現在、それぞれの機能がコラボしていくなどの工夫をする中で、新たなグループ活動が生まれたりということにもつながっているというふうに認識をしております。御質問のいただいております図書館につきましては、非常に多くの方々に御来館をいただいて、御利用をいただいているという状況でございます。そうした利用者が多い一方で、この図書館のスペースには限りがあり、図書館内で資料を読んだり調べ物をする空間として一定の席は確保しておくことが、これは必要なことであるというふうに考えております。学習コーナーはヴィレステ開館の当初から出会いストリートに設けているところでございまして、現在も今申し上げたような考え

方から、これを変更するという段には至っていないということでございます。この出会いストーリーの学習コーナー、ここにしていることによりまして、学習をしておられる皆さんの様子が事務室のほうからも分かりますので、照明がどうかとか、音がどうかとかというようなところにも事務室のほうからも配慮ができていくという状況でございます。さらに、こうしたところは気づかないという場合もあり得ますので、例えば静かにしてほしいとか、照明をつけてほしいとか、席がもう少し欲しいというような要望については、事務室に気兼ねなく申し出ていただくように、そういった対応ができますよというようなメモを各学習スペースのほうにも掲示をしているところでございます。

次に、健診室の利用につきましては、主に村民の健康相談の場所として利用をしているところでございます。それ以外では、先日もありました集団健診、それから乳幼児健診や子育て支援センターの事業などを中心に利用しているところでございます。そのほかに、昨年度から、一部ではございますけれども行政相談とか人権相談とか、そういった相談の業務にも若干利用をしているということでございます。赤ちゃんや幼児の健診ではきれいな環境を保っていくことが必要でございますので、それぞれの使用があったごとに施設の職員が時間をかけて清掃管理を行っているところでございます。そういった事情もございまして、夜間など一般の皆さんへ開放して使っていただくというような開放はしていないというのが現状でございます。御案内のとおり、今、ヴィレステのほうは新型コロナワクチンの集団接種の会場として、大体週2回の活用をしているところでございます。この接種会場としてヴィレステ健診室を使用するためには、医療法に基づいた県への診療所の開設届をして使っているところでございまして、今は一時的に診療所としての役割も果たしているということで、そういった使い方を行っているということでございます。また、役場庁舎で仮にコロナの感染があったという場合に、この役場の庁舎を閉庁する必要が出てくるということも想定をしております、その場合にはこのヴィレステを代替の施設として利用していくようなことも想定しているところでございます。この健診室につきましては、ヴィレステひえづの当初の設置目的の一つでございます健康増進の機能の充実を図っていきたいというふうに考えているところでございまして、これまで取り組んできましたまちの保健室やフレイル対策、こういった事業に加えまして、村民の皆様の健康増進の用途を中心に活用を図っていきたいということで、今後検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、ヴィレステひえづの村民の方々の利用や学習ニーズをどのように把握をしているかという問いでございます。ヴィレステひえづでは、ヴィレステひえづ運営審議会を定期開催をして御意見をいただいておりますほか、イベントを行いました際にアンケートをお願いしたり、あるい

は意見箱を設置して個別の意見もいただくようにしております。また、先ほどのように、学習しておられる方から、気軽に事務室にお声がけをくださいというようなこともしているところでございます。意見箱で提出のあった要望等につきましては、館内での掲示をしたり、あるいは提出いただいた方にお知らせするというようなことで回答をするようにしているところでございます。また、ヴィレステ運営審議会の委員の方には、利用される方、それから活動をされている方などに委員になっていただいておりますし、年2回の運営審議会で意見箱にいただいた意見と、それから回答の概要報告をさせていただいておりますし、施設利用の状況も報告をして、意見をお伺いしているところでございます。また、ふれあいフェスタでは、見学された方、展示をされた方の両方からアンケートの提出をいただき、人数の把握に努めているところでございます。運営審議会や意見箱の設置というのは引き続き行っていきながら、また新たな体験教室等を開催するときには、参加をいただきました皆様からこれまで同様に御意見をいただくようにしていき、その活動を通じて新たなグループ活動に発展していくように、引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、ヴィレステひえづ運営審議会の開催状況と議論された内容についての御質問でございます。ヴィレステ運営審議会は年2回開催をしておりますし、各期のそれぞれの事業実績、事業計画について報告、説明をさせていただいたり、あるいは先ほど申し上げました意見箱での御意見、要望に関して報告をして議論をいただき、御意見を頂戴しているところでございます。今年は2月と8月に開催をし、8月の審議会では新たな委員の方にも加わっていただき、新しい体制でスタートをしたところでございます。いただきました御意見等につきまして少し御紹介をさせていただきますと、例えば喫茶コーナーの利用方法であるとか、あるいは館内の照明、空調の調整、図書館の司書の役割、入替えをする図書の本の取扱いなどについて御意見をいただき、以降の運営につなげるように検討をしているところでございます。今後も定期的にこの審議会を開催をいたしまして、利用者の皆様としての御意見を伺いながら、村民の皆さんが利用していただきやすい施設を目指していきたいというふうに考えております。

ヴィレステの関係では最後の質問になります。ヴィレステひえづの主管課を総務課から教育委員会に移すべきではないかという御提案、御質問でございます。ヴィレステひえづは、コミュニティセンター、健康相談健診センター、図書館のそれぞれの機能が集まった複合型の施設でございますし、多くの機能を持ちますことから当初より総務課が主管課となっているところでございます。ヴィレステひえづには、そういった複合の施設でもありますことから、総務課、それから福祉保健課、教育委員会のそれぞれの職員が配置をされているところでございます。今後も関係

部局の適切な関与連携の下に、村長部局が主管として、それぞれの機能が集まった複合型施設として管理運営を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、大きな2つ目で、第7次総合計画の進捗についての御質問にお答えをしてまいりたいと思います。

まず、この計画内容について村民への広報や啓発はどのように行っているかという御質問でございます。この総合計画につきましての情報提供は、広報誌をはじめ様々な手段で行いまして、情報の共有を図っているというところでございます。村報の4月号で令和3年度の施政方針を紹介いたします際に、総合計画の概要、それから施策ごとの主な事業を紹介をさせていただいております。また、村報の5月号では、基本理念、目指す村の姿、将来像、パブリックコメントでいただきました意見とその御意見への回答、計画案の修正の概要等について掲載をしているところでございます。また、総合計画につきましてはホームページへの掲載、それから図書館、総合政策課の窓口を設置をして、どなたでも御覧いただけるようにしているところでございます。今後ですけれども、冊子として印刷、製本いたしまして、全戸配布をする予定としているところでございますし、先ほど申し上げました広報誌やホームページ等での情報提供を引き続き行ってまいりたいと考えております。

次に、実施計画の見直しを庁内においていかに実施をしてきたかということでございまして、この実施計画の策定につきましてはですけれども、まずこの基本構想、基本計画につきましては、3月の議会で御承認をいただいたところでございます。その後実施計画について策定をしてきたわけでございますけれども、4月と5月に村づくり委員会を開催をいたしまして、この中で委員の皆様方からこの実施計画の策定について御意見をいただいたところでございます。そうしたことも踏まえ、また基本構想を検討する段階で、実施計画につながっていくような御意見もいただいておりますので、可能な限りこれも反映させて、各課で令和3年度の実施計画の内容を検討をして、8月25日に庁内の推進本部会議を開催いたしました。ここで実施計画の策定、決定をさせていただいたということでございます。

次に、庁内における3つのプロジェクトチームの検討状況と、村民の皆さんへの情報提供はいかにしているかということでございます。プロジェクトチームの検討結果等につきましては、先ほど松田議員のほうにも答弁を差し上げたところでございますので、省略をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず、海浜エリアの活性化につきましてはですけれども、今後計画をつくっていくということを想定しておりますので、その段階におきましてパブリックコメントの実施、あるいはホームページ、広報誌等で行ってまいりたいというふうに考えておりますし、検討状況

につきましても、必要に応じまして皆さんにお知らせをしていきたいというふうに検討をしています。

次に、デジタルトランスフォーメーションの関係でございますけれども、こちらにつきましては昨年度までの検討状況については、日吉津村官民データ利活用推進計画ということで作成をいたしまして、ホームページにおいて村民の皆様へ情報提供をしているところでございます。先ほどの答弁でも申し上げましたが、この7月には国のほうから自治体DX、デジタルトランスフォーメーションの推進手順書というのでも示されたところでございますので、こういった内容も参考にしながら、必要に応じて情報提供を図ってまいりたいと考えております。また、月に1度から2度、スマホ教室というのでも開催をしております、こういった取組も引き続き行ってまいりたいというふうに考えております。

もう一つのプロジェクトチームでございます。複合型子育て拠点施設の関係でございますけれども、こちらの検討状況につきましては、昨年度策定をいたしました複合型子育て拠点施設整備事業基本計画に沿って今検討を進めているところでございます。このプロジェクトチームにおきまして、先ほど申し上げました基本計画に沿うような形で予算、職員体制、条例の整備、事業内容等につきまして検討をしているところでございます。検討状況につきましては、こちらにも必要に応じて情報提供を行っていききたいというふうに考えておりますけれども、特に資料館が移ってまいります展示交流のスペースにつきましては、特に村民の皆様の参画が重要になってくるというふうに認識をしているところでございまして、いかに関わっていただけるかというようなこと、仕組みづくりも検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、自治会の行政懇談会の資料に代わる情報提供はいかにしているかという質問でございます。こちらにつきましては、毎年広報誌のほうに職員の一覧を掲載をしているわけでございますけれども、本年度に関しましては、各課の紹介ということで少し衣替えをしまして、各課がそれぞれどんな業務を行っているかということに主眼を置きまして、各課の職員の一覧と併せて主要な事業の一覧を村報の8月号に掲載をさせていただいたところでございます。これと合わせた形で、村報の9月号には本年度の各課の主要な事業として事業内容の紹介を行ったところでございます。これに関しましては、村民の皆様の目に触れやすい形での情報提供ができたものと考えておりますけれども、今後もより効果的な情報発信を検討をして行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、自治会活動、コミュニティ施策と総合計画との関連性はいかにという御質問でございます。自治会活動やコミュニティ施策につきましては、総合計画の基本計画の政策3、健康でとも

に支え合う活力あるむらづくり、施策3のともに築くむらづくり、基本事業1の協働のむらづくりの推進という箇所に位置づけているところでございます。目指す姿では、自治会活動や地域のコミュニティ活動など、地域に暮らすみんなが地域づくりに参画をし、顔の見える関係を生かした自治会やコミュニティ活動の活性化を図ることとして位置づけているところでございます。現状といたしましては、この新型コロナということで自治会活動がなかなかできにくいような状況になっているということが、これが非常に大きな課題であるというふうに認識をしているところでございます。村におきましては、以前から地域の現状や課題等を自治会の皆さんと村とで共有をして、一緒に課題解決を図っていくということを目指して、支援スタッフを各自治会担当を決めまして配置をしているところでございます。また、コロナの感染拡大防止のために昨年度は各自治会のほうに感染症対策の事業補助金で、そうした資機材を整備を図っていただいたということでございます。

今年度、7月の1日には行政懇談会がなかなかできない状況でもあります。少し規模を縮小した形で、テーマを絞った形でできないかということ呼びかけをさせていただきまして、日吉津の上2の自治会で村長との意見交換会ということで開催をしていただいたところでございます。やはり村民の皆様と直接顔を合わせて意見交換をする場は非常に大切な場であるというふうに認識をしております。こうしたやり方も工夫しながら、また働きかけも行っていきながら、自治会やコミュニティ活動がこのコロナ禍においても継続をされていくように、自治会の皆さんと一緒に検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、各種村づくりの推進に当たって、村民参画の場をいかに設けて進めるかという問いでございます。

先ほど申し上げましたような状況でございます。コロナの現状で、いかにしてそうした場を設けていくかというのが、今現在、非常に大きな課題というふうに認識をしているところでございます。この感染症の対策を十分に行いながら、また時期も見ながら、各種の審議会や委員会など村民の参画の場を開催をしているところでございます。こうした審議会や委員会等の場に限らず、日頃から様々な場面で村民の皆様からお聞きをします貴重な御意見を参考にして、各種村づくりを進めていきたいというふうに考えております。また、必要に応じて、可能な形で、工夫をしながら、村民の皆様から声を伺う機会、参画の場を設けていきたいというふうに考えているところでございます。

最後に、うなばら荘の民間譲渡についての質問でございます。

このうなばら荘の施設が西部広域から民間に譲渡をされるということございまして、今、西

部広域行政管理組合では、8月の16日から9月の17日までの間、うなばら荘を有効活用いただける民間事業者に対して、公募型のプロポーザル方式により募集をしているところでございます。

このうなばら荘の建物は西部広域行政管理組合から民間事業者へ譲渡をし、土地は、西部広域行政管理組合から日吉津村が返還を受けた後に、民間事業者と村とで賃貸借契約を結ぶというようなことで、これは日吉津村のほうからも西部広域のほうに希望や御意見も申し上げながら、現在このプロポーザルの実施要綱が定められまして、これによって現在、プロポーザルの参加募集が行われているという現状でございます。

以上、前田議員からの一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） これより再質問に入ります。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） たくさんの項目について御答弁いただきました。ありがとうございます。先ほども言いましたように、毎回、私は同じような質問を繰り返しているように思いますが、とても重要なものだし、村民の方に村政に参画いただく上でとても大事な入り口だと思っておりますので、何度も伺っております。

ヴィレステについての使用状況ですね、今回も資料を提供いただきました。全般的には、コロナ禍ということで、施設の利用は減ってはいますが、その一方で、出会いストリートが、先ほどあったようにコロナのワクチン接種というふうなことで、そっちは増えているというふうな感じで受け止めております。

実は、要求を出した資料からいいますと、いわゆる各部屋の使用件数というのは出ておりませんで、以前にはいただいているんですけども、私が常々言ってるのは、本当に村民の方がどういった内容であの施設を利用されているかっていうことを的確に把握して、より掘り起こしていくといいますかね、せっかくできたコミュニティセンターが、村外の方が有料で便利に使っていただくことはありがたいことなんですけども、私が見る限りでいうと、果たして村民の方の学習グループや自主活動が、あの施設ができて活性化したかということで考えますと、まだ村民にとってはなじんでないんじゃないかっていうのが、図書館も含めて、そういった観点から何度も伺っております。そういった観点で幾つかまた追質問したいと思いますが、ヴィレステの運営の見直しについては、事務室に気軽に要望を出してもらうようにということで、先ほど答弁があったわけなんですけども、どこにそういう、カウンターのところには何か投書箱があったようにも思いますし、以前見たときには、ないなというふうに思って見たんですが、そういった来館者が気軽に運

営について意見を言えるというルートがあるのかなというふうに思うと、正直言って、あんまり見受けられないように私は感じております。

その上で、先ほどの運営審議会ですが、15名の方に年2回説明をして意見をいただくということで、この議事録も求めておりましたが、頂いてませんけども、果たして本当に委員さんが十分その状況を把握して意見交換をするような機会が得られているのかということを見ると、非常にどうかと。行政の説明を聞いて、ある程度気をつかれたことを言って終わるということになるんじゃないかと。失礼な言い方かもしれませんが、そういうふうなことでいうと、運営審議会ももう少し幅広にしっかり議論することがそろそろ必要なんではないかというふうに思っていますが、今後の運営審議会の中での委員の皆さんからの深い御意見をしっかり受け止めるということについての、そういった工夫をどのようにされるかっていうことが1つと、それから、ちょっと前後するかもしれませんが、2年ほど前に図書館で勉強させてほしいということで、高校生だったと思いますが、投書がありまして、そのことについてこの場で伺ったら、当時、総務課長は、その点について把握してないというふうなことで終わったんですが、結果的にあーいった、高校生がやっぱり図書館の中で勉強したいという切実な意見に対してどのように対応されたか、少し以前の話になりますが、その点を1つ付け加えて答弁をいただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員の御質問にお答えします。

まず、議事録についてでございますが、今日は提出はさせていただいておりません。審議会の規則があるんですけれども、そこにちょっと議事録を作ることがはっきりうたっていないんですから、正式な形での議事録を作っていないということでお出ししていないということでございます。

それから、運営審議会の在り方ということでございます。現在は、答弁でもありましたように、年に2回、2月とか8月、このぐらいにやっております。その場において、3機能の事業実績でありますとかそれ以降の事業計画、それを上期、下期というような形で報告をさせていただいているということございまして、しっかりした議論ができてるかということに関しましては、短い時間ではありますけれども、それぞれの立場で御発言をいただいて、思ったことは十分いただいた中で、そして、また後で事務局でそれに関しての検討を加えて運営につなげていってるといふふうに感じているところでございます。

それから、図書館で勉強させてほしいという、2年前に高校生からの意見があったということございまして、振り返ってみますと、そういった意見ございました。それで、それに関しては、

さっきもありましたけれども、意見箱に出された意見というのは運営審議会のほうでも一覧にしてお示しをしております。そこで説明して、こういった意見があったという中で、事務局の考え方も述べながら、審議会としてどうするかということで検討はさせていただいております。そういうことが経過がございますので、報告させていただきます。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 審議会については、議事録でなければ、いつ、誰が出席して、どれぐらいの時間かけて、あるいはどういった資料で議論したということは、くどいようですが、一度その辺の情報提供をいただきたいなというふうに思います。

それから、今の高校生の投書の問題であります。実は総合計画の前にアンケートを村が取っている内容についても、そこにも、これは当事者の方ではないと思います、70代の方ですが、高校生の勉強は図書室でというふうな、いわゆる御意見もいただいております。もちろんこれが村民全体の意見かどうか分かりませんが、やっぱり総合計画には幾つかヴィレステについての、苦情ではないですが、意見も出てますんで、そういったことをもう少し検討いただいたらなというふうに思ってます。

それで、そもそもこの周辺の図書館、特にとりわけ町村の図書館で、図書館の中で勉強は一切できませんというところは私はないと思ってます。席数を制限したり、行ってみると、消しゴムのかすはここへ捨ててねみたいな配慮をしながら、地域の地元の中高生あたりが図書館の中で勉強してる姿が、むしろそれが通例だと思いますんで、そういった点でいうと、なぜ日吉津村の図書館だけ図書館の中で勉強できないのって。

いろんな議論があるんです。以前は、図書館はやっぱりそういう勉強机で占領されると困るということで、今も村はそういう考え方だと思いますが、私が言いたいのは、一部の席を、私が見る限り、図書館に行って、いわゆる席が図書館の利用者で埋まってるなんていうのはほとんど見たことがなくて、大体2人か、多いとき3人ぐらいですかね、私が行く時間で違うかもしれませんが、幾らでも席はあるわけですよ。ですから、やっぱりある程度席を限ったりしても、一定の時間は勉強できるというふうに門戸を開けるべきだっちゃんことを何度も言ってるわけです。

これもくどいようですが、思春期の中高生で、例えば勉強とか試験勉強をしたいという子供たちが、やっぱり本を読みたくてもなかなか読めない時期もあるわけですよ。そういった時期に、せめて日吉津の新しい図書館の中で勉強したっていう記憶は、私からいうと、すごく日吉津に対する愛着を感じるチャンスでして、私の経験でも、以前の公民館ですべて受験勉強をしたその当時の若い人が今はいろんな場面で活躍してる人、本当に現実的に三、四人はよく知っているん

ですよね。

そういったことで考えると、やっぱりヴィレステに、いかに中高生により、何ていいますか、いいきっかけをつくっていくかっていうことはとても大事な話だと思うんで、せっかくのスペースがもったいないというふうに日々感じるもんですから、ぜひそういった観点で、他の町の状況も見れば、本当に司書の方と地域の中高生が顔見知りになることによって非常にいい関係が生まれてますので、そういった面をもう一度検討いただいて、高校生、中学生が勉強できる余地をまずつくっていただきたいと思います。

それから、あえて言うとも一般の方も、時々ヴィレステのあそこのロビーで大人の方が一生懸命勉強されてる姿を見ます。これは多分資格とか、あるいは自分の仕事に関わる勉強をしておられるんだと思うんですけど、立派だなと思いますけど、私があそこで何か調べようとしても、やっぱりロビーで人が歩く場所ではなかなかできないですね、人にもよるかもしれません。ですから、そういった人にも一定のスペースの中で、ここなら、あるいは半日ならいいですよっていうふうな形で、やっぱり図書館の中で本当に集中して勉強される機会ってというのは、これは何の、こういった場面をつくらないのは非常にもったいないというふうに思いますので、その点について村長の、例えば自分の思春期の経験もあると思うんですけど、図書館の利用をもう少し広げるといふ点でどのように感じられるか、村長から答弁をいただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 前田議員からの重ねての御質問にお答えをします。村長でございます。

まず、周辺の市町村の図書館についての状況をおっしゃられたところでございます。これは以前に、少し前に確認をしたところでございますけれども、まず、県立の図書館については学習利用は認めていないということでした。学習をされたい方は、県庁のたしか食堂なんかも使えるので、そちらを案内をしているということだったと思います。それから、米子市の図書館につきましても、1室、学習の部屋を設けまして、そちらで学習をいただいているというような状況だと認識をしているところでございます。

全部の図書館を調べているわけではございませんが、そういった現状があったということ、そういったことも参考にさせていただきながら、席が幾つか空いてるんでというような話はありませんけれども、やはり休みの日なんか見ると、非常にたくさんの高校生や学生が出会いストリートで勉強しているわけございまして、これが図書館を開放するということになると、そちらのほうに非常に、図書館のほうやっぱり静かだからそっちでやろうっていうと、やはり席が即座に埋まってしまうという可能性もあるわけございまして、そういったことで、やはり図書館を利用さ

れて資料を調べたり本を読んだりという方が利用ができないようになってはいけなくてはないかという考えもございまして、現在のやり方を続けさせていただいているところでございます。

村民、子供たちが愛着をとというようなお話もございました。これは必ずしも図書館でないといけないというわけではないというふうに考えてございまして、今の子供たち、スタッフも協力をしながら今の出会いストリートで勉強しているわけでございまして、そのことがやはり日吉津のヴェルステで勉強したという思い出になって、愛着を持つ人間に育っていくのではないかなというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 今、村長の答弁と同じようなことを私は6年間議論してます。もともとあの施設が設置される時に、中で勉強は禁止だというふうな話を私は伺ってなかったんですよね。中高校生の勉強する場をつくらうという話はあって、夏休みなんかにはそういうスペースを、ボランティアの方をお願いをしてやろうかみたいな話は伺った覚えがありますが、図書館で学習利用は、自主利用は駄目だという話は聞いてなかったと思いますので、そのことの、ずっと同じなんですよね。

県立図書館は、私も以前から伺ってますが、本当はスペースがあれば開放したいが、近くにいわゆる進学校が控えてまして、現実的にあそこを開放するとかなり高校生がもう大挙して学校の図書館からこっちに来るというふうな、そういった事情がありますのが県立の今の認識です。

米子市についても、もちろん米子市も近くの高校生がかなり来ますので、研修室を開放して、何か利用のないときには狭い部屋や大きな会議室を開放してやっていると。ただ、実際に、資料室といいますが、ああいったところでは、もちろん資料を検索するというのが基本的な考え方ですが、結構自分なりに資料を持ち込んで、あそこで調査なり勉強される方の姿は見ますけども、それは特に米子の図書館でも排除するっていうことはない。

さらに言いますと、各町村では地域の子供たちが、小学生も含めて、図書館の中で勉強してる姿を見ます。最近できましたね、法勝寺の南部町のキナルなんぶなんかにいきますと、本当にいい環境で勉強してますね、中高生なんかがね。かといって全てを占拠してるわけじゃなくて、夏休みにはある程度スペースを限ってやっていますが、私も2回ほど伺いましたけども、本当にいい形で、新しい施設ですからとはいうものの、いい環境で静かに勉強している姿、それから、ワーキングスペースということで、パソコンつなぎ込んでここでは作業してくださいというふうな姿や、逆に、本を静かに読むっていうことでサイレントルームっちゃうね、かなりこの辺では珍

しいと思いますが、そういった部屋が造られたりしております。

ない物ねだりをするという意味じゃなくて、図書館に対するニーズはどんどん広がって、サードプレイスという観点を県の図書館も一生懸命広報しておりますので、そういった観点で、やはり、むしろ日吉津は一步進むという考え方で、ぜひ改めて検討してほしいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。この点については堂々巡りになりますが、審議会の皆さん、あるいは図書館の、図書館審議会が本村は置いてないですわけですので、兼ねてますけれども、しっかりその辺を今後の図書館利用については議論する場をつくっていただきたい、つくべきだというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

それから、第7次総合計画について伺います。

今、冊子を全戸配布をする予定だということでありましたので、そういったものが村民の方へ、これから10年間の計画をお示しするということになるかと思ひます。ホームページとか村報に、注意深く見ればもちろん掲載されてますが、見る側から言ひますと、なかなか村報を見たときに、少し理論的なものをじっくり見るというよりは、お金はかかりますが、そういう新しい冊子で、写真でも入って、スローガンが大きく載ってるような、そういったものがやっぱり必要だというふうに思ひますので、そういった観点では、これから取り組まれるということなので、それを期待をしたいと思ひます。

自治会懇談会の資料につきましても、9月号に掲載ということではありますが、私はやっぱり少し、手刷りでもいいですから別冊子で配るということが、村内の家庭においては、ああ、これは見ないけんというふうになるんじゃないかっていうのは、自分の経験上もそのように感じております。

前後しますが、町内のプロジェクトですね。先ほど松田議員からもいろいろ聞かれたと思ひますが、1点、子育て拠点の運営について、条例の整備などを検討されてるということではありますが、資料館の運営を村民の方に協力いただくとかありましたが、私、一番気になってるのはその辺でして、1つ、前から気になっておりますが、新しい交流スペースのレイアウトとか展示については、やっぱり専門業者とかに委託をして何かデザインがされてるんでしょうか、あるいはされるんでしょうか、この点をちょっと確認をしたいんですけど。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

先ほど御質問にありました、新たな拠点施設の中での交流スペース、こちらにつきましては、民俗資料館の資料を展示していくような検討は今のプロジェクトのチームの中でも話は出ており

ますが、今まさにどのような活用をしていくか、その展示の仕方も、どの程度のペースで変えていくでありますとか、どういうレイアウトにしていくということも当然含めて、いろいろな検討を進めていこうというところでございますので、先ほど御意見いただきました、専門家の方に入ってくださいでありますとか、そのような研修とかも必要になるかも分かりませんが、その辺りも含めて、これからプロジェクトの中で話していくという途中段階ということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） これからだという話ですが、前にも聞きましたが、民俗資料館の運営委員さんとか村民の方に、そういったスペースの、どのように、例えば村民の方に見てもらうのにどういうふうなやり方がいいとか、そういう意見を当然聞かれるし、むしろ一体となってやるべきだと思うんですが、その点がどうかっていうことと、それから、結局、民俗資料といっても、そういったものを限られたスペースに効率的に展示して、例えばサイン類ですね、そういったことを考えると、そうそうみんなで、言わば、経験のないものがみんなが集まって話しても、私はなかなか難しい点が多いと思います。

いつも言ってることと逆行してるような言い方になるかも、専門性のある、はっきり言うと、やっぱりそういった業者さんと村民の意見とを突き合わせながら組み立てていかないと、一般の村民の方が見て、ああ、面白いねっていうふうな資料の展示っていうのは私はできないと言ったほうが早いんじゃないかと思うんですけど、その点についてどう考えられますでしょうか。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 前田議員の御質問にお答えいたします。教育長の出番はないかとは思ってましたが、関連しますので、現状を御説明いたします。

交流スペース、いわゆる展示スペースですけども、現在、教育委員会の中において、この展示はこうしていきたいなという素案はつくっております。その素案の中にはある程度の造作が必要な部分もございますので、それは業者の見積りも取って、見取図のようなものとか想定される形をある程度つくっております。この素案をプロジェクトチームのほうに提案させていただいて、練っていただいて、それが実現するように、予算要求につながるように、今後検討していただくというふうな状況でございます。

なお、専門家の助言が必要、関わりが必要というお話でございますが、今申し上げましたように、教育委員会事務局内には学芸員の資格を持った職員がおりますし、中心となって素案をつくって、申し上げましたように、業者の見積りや、そういう素案を実現するためにはこうこうこう

いうことが必要だというふうな助言もいただいて、素案段階をつくっているという状況でございます。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） ありがとうございます。ちょっと前から気になっておりましたので、今、教育長さんの答弁でありますので、引き続きその方向で検討作業をいただきたいというふうに思います。

時間がなくなってきましたので、3つ目に入らせていただきますが、うなばら荘の問題については、実はたまたま明日、全協でも議会でも村長を交えて議論をすることになっておりますので、そういった点は細かく議論したいと思いますが、2点ほど村長から伺いたいのは、用地については村が返却を受けて借地をするということでありましたけども、今公募して決定します業者さんの状況によっては、用地をいわゆる買ったほうが資金繰りがやりやすいと。以前からそういうふうな議論はあったんですけど、相手の事情によっては、借地料よりも取得したほうが融資も受けやすくいいんだというふうな、そういう協議にはのる用意があるのかどうなのかというね。今までの方針を変えることになるわけですけども、その辺についての村長の考えを1点。

それから、この間、うなばら荘のいろんな譲渡に向けたものや、新聞にも出たりしまして、従業員の方が非常に不安を感じてるんじゃないかと思うんです。もちろんコロナ禍で営業が不振だということもありますが、この従業員の方に対する事業団としての説明ですね、経過説明、それと民間譲渡された場合の継続雇用について、どのように従業員の方に説明をしたり今後求めていくのかという、その2点だけ御答弁いただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。2点、再質問ございました。答弁をさせていただきますと思います。

まず、土地の取扱いにつきましてですけれども、現在、これ募集要項を西部広域が示して、募集中、応募をいただきたいというような状況でございますので、ここについては、現在示しております募集の要項に従って、今現在、事業者さんのほうが検討をいただいているということだと思います。これを今の段階で、こうだったらこうするという発言は控えさせていただきたいというふうに考えております。

もう1点、従業員の継続雇用等に関してですけれども、これも引き続き検討していかないといけない大きな課題だというふうに考えておまして、広域のほうには当初よりこの課題はありますので、みんなで考えていただきたいというようなことは申し上げておまして、また、状況に

つきましても、動きがあったらということになるかもしれませんが、従業員のほうにもお伝えさせていただきながら、今の公募をしているというような状況もお伝えさせていただきながら、検討を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山路 有君） 以上で前田議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） ここで暫時休憩をいたします。

午前10時55分休憩

午前11時10分再開

○議長（山路 有君） 再開します。

2番、井藤稔議員の一般質問を許します。

井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 2番、井藤でございます。議長のお許しをいただきましたので、これから一般質問をさせていただきます。マスクを取らせていただきます。

本日は3点について質問させていただきます。大きい1つが、防災訓練等の在り方についてでございます。2点目が、コロナ禍、コロナ後の対応はどうかということについて伺わせていただきます。3点目が、答弁事項の確認状況についてであります。これは6月議会の一般質問で答弁された事項の検討状況について伺うものであります。

それでは、1番目の防災訓練等の在り方について質問をいたします。

御案内のとおり、災害対策基本法が改正になり、本年5月20日より施行されております。一部見直しとなった部分が、避難レベルが新しい基準で運用されることになった、より分かりやすく、聞いたほうが惑わないようにするためであったというふうに聞いております。そして、その後でありますけれども、この改正後、県下でも早速にこれが発令される状況が発生しました。7月12日の前後であったと思いますけれども、大雨特別警報が発令され、その中で具体的な行動が必要となりますレベル3から最高度のレベル5までが発令となったところであります。こういう状況でありまして、本当に災害が我々身近な問題になったなというふうに受け止めたような状況であります。

一方、御案内のとおり、昨年2月から以来、コロナ禍が続いておりまして、1年半も経過したところであります。終息の目途もめども立っていないような状況であろうかと思っております。最近、多少なりとも、どうでしょうか、減少が見られるということで、昨日、専門家会議の分科会が開

催になりまして、9月の12日までの予定でありました緊急事態発令なども30日まで延長になるというような、あるいは対象の自治体も減ってきた、また蔓延防止の措置につきましても対象が減少してきたという状況があり、多少なりともではありますけども、やはり減少傾向に向かっているのかなというふうに感じております。そういう中であって、先日でしたけども、本村の10月3日の防災訓練は中止ということで連絡をいただいておりますし、防災無線で村民の皆さんにも通知があったところであります。

そういうような状況下でありますけども、次の4点について伺わせていただきたいと思っております。まず1点が、避難の要領、避難訓練の見直しは必要ないかというのが1点であります。2点目が、見直しを検討中であれば、しておられるような状況があれば、その内容はどうですかということであります。3点目が、災害対策本部の体制ですよね、村長が災害対策本部長をされます対策本部の体制あるいは運用の見直しは必要ないかどうか。それから、訓練自体の訓練内容の見直しは必要ないかなどについて伺いたいと思っております。

2点目の、コロナ禍、コロナ後の対応はということでございます。昨年2月から続いているコロナ禍も1年半が経過しました。先ほども申しましたように、現状から見まして非常に混沌としたところもある中においても、多少なりとも減少傾向が出てきたのかなという、まだ分かりませんが、第五波まで来たような状態ですので、また再興するかもしれませんが、そういうような淡い希望を持って対応しているところであります。

現在もワクチン接種が続いております。その中であって、新しい主流となった新株への対応、あるいは3回目の接種の検討、ブースターというようですけども、若者の接種率の向上など新たな、やはり今後のコロナ対策上の問題点も発生してきているように思います。

また、子供の長期活動抑制の将来への影響。新学期が始まりましたけども、全国的に見ますと、まだ学校が登校になってないところもあるやに聞いております。この子供たちへの将来への影響等につきまして、あるいは現状での学校内等への影響等につきましてお聞きしたいと思いますし、村民また村内事業者などへの今後の影響も計り知れないところがあるわけでありまして、コロナ対応をするための各種施策を今後もいろいろ考えていかれるのじゃないかと思っております。

そういう状況の中であって、次の4点についてお尋ねしたいと思います。現在までの設置状況と今後の見通しについてお聞かせ願いたいと思っております。これについては資料を頂いておりますけど、先ほど申しましたように、本当に日々状況が変わってきとる状況にあります。新たな数字があるかもしれません。その点も、もしあれば加えていただければと思います。

2点目が、教育長にお尋ねしたいと思います。児童等への今後の対応についてどのように考え

ておられるか、あるいは今後の見通し等についてどのように考えておられるかお聞きしたいと思います。

次が、村民、村内事業者への対応と今後の見通しであります。村民の皆さんへの生活支援、あるいは村内事業者などへの支援等、現在の対応、あるいは今後の見通しについてお聞かせ願えればと思います。

最後に、村の財政状況と今後の見通しについてお聞かせ願いたいと思います。今定例会には令和2年度の決算審査も上がってまいっております。既に多少のやはり影響が出てきておるように感じております。そういうような点で、以上4点についてお聞かせ願えたらと思います。

3点目が答弁事項の確認状況についてであります。先ほど申しましたように、6月議会の一般質問で答弁された事項であります。

1点が、名誉村民条例と褒賞規程の見直し、これは検討してみたいということでありました。見直しされるかされないかということではなく、検討してみたいということを言われました。これ、検討状況について少しお聞かせ願えたらと思います。

それから、2点目は、先ほどの同僚議員の質問にもありましたけども、うなばら荘の今後の計画（確定・変更点）、特にこの点だけはという点で結構でございますので、先ほども質問がありましたので、もしありましたら御答弁願いたいと思います。

以上、3点につきまして質問させていただきます。必要により再質問をさせていただきたいと思っております。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） それでは、井藤議員からの一般質問にお答えをしてみたいと思っております。

まず最初に、大きな1点目、防災訓練等の在り方について、防災体制についての御質問でございました。こちらについて答弁をしてみたいと思っております。

議員からも御紹介ありましたように、今年の5月に災害対策基本法の改正による避難準備の改定がありました。こうしたことも踏まえ、現在、法律に基づく日吉津村の地域防災計画の見直しを進めているところでございます。その中で、村の機構改革による本部体制の改編や運用についても見直しの検討を進めているところでございます。7月には集中豪雨、一度大きな雨が降ったということがございました。このときの対応をいたしました経験も踏まえ、本部での情報整理や情報共有の在り方、それから、災害の規模に応じた本部体制への移行のタイミング等について少し整理をしてみたいと、そして体制強化につなげてみたいというふうに考えているところ

ろでございます。

あわせて、具体的な動きとしまして、何点か申し上げさせていただきたいと思えます。

昨年度来、水害ということも想定をいたしまして、村の対策本部を役場庁舎2階に設置をできないかということで準備を進めているところでございます。今月中には移動系無線設備の回線工事が完了する見込みとなっているところでございます。また、米子市と共同で洪水・津波ハザードマップの改定も進めているところでございます。

今年度の防災訓練につきましては、議員からもありましたが、今年は鳥取大学の医学部、それから鳥取県、村の社会福祉協議会と合同で福祉避難所の開設、運営に重点を置いた訓練というのも、村の防災訓練と併せて計画をしておいたところでございますが、昨今のコロナの状況を考慮いたしまして、この全体での訓練、今の合同訓練についても今年度は実施を見合わせることにしたところでございます。全体での訓練は実施をしないということに決定したわけでございますけれども、村の職員、役場の中ではございますけれども、先ほど申し上げました2階会議室への移動系無線設備回線の整備後に、この2階会議室を使った災害対策本部の設置、初動訓練等を実施をしたいというふうに考えているところでございます。

もう1点、大きく、次は避難の関係について答弁を申し上げたいと思えます。

避難の関係に関しまして、繰り返しになりますけれども、災害対策基本法の改正で、従来の避難勧告というのが避難指示に一本化となったところでございます。現在、風水害の場合の村の指定の緊急避難場所はイオンモール日吉津、それからこの役場の庁舎、避難所は日吉津小学校、それから農業者トレーニングセンター、ヴィステテひえづというふうに定めているところでございます。

避難所に関しましては、昨年、感染症流行下での避難所の開設、運営の訓練を行ったところでございますけれども、この訓練を踏まえまして、災害となれば、さあ、皆さん、避難してくださいというような呼びかけを一斉にするわけですが、やはりコロナの対応として、まずは来ていただいた方それぞれに体温なり体調の確認をさせていただいて、体調が悪い人は別に控えていただくような対応がまずは必要だろうというふうに考えているところでございます。

また、イオンさんと災害の協定を結んでいるところでございますけれども、津波、風水害の場合には、指定避難場所ということで立体の駐車場を使用させていただくということ、あわせて、これは風水害のときに限りませんけれども、避難所の開設時に村で保有をしている備蓄品等が不足する場合には指定品目について提供していただく、これは後に村のほうで実費は負担するわけですが、緊急的に提供していただくような項目を締結しているところでございます。

こちらの防災協定につきましても、実は今年の5月に見直しをさせていただきました、イオンさんとも話をさせていただく中で、今の自然災害に加えて感染症が流行時の協力についてもいただけるということで、この項目を追加させていただいたところでございます。例えば、衛生用品を提供いただけるような項目が具体的には入っておりまして、マスクであるとか、消毒液であるとか、体温計であるとか、そういったものも具体的に提供を検討いただける項目として追加をいただいたということでございます。

災害の状況や規模に応じて避難の体制というのは大きく変わってくると思いますので、そのときの状況を踏まえ、その規模等にも応じて対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

災害時にはまず自助、自分の身は自分で守っていただくことがまずは基本だというふうに考えております。避難勧告が避難指示に一本化になったという話をさせていただきましたけれども、警戒レベル2の段階、早い段階から避難できる準備を進めていただき、レベル3の高齢者等避難、レベル4の避難指示というのが仮に発令になりましたら速やかに避難できるように心構え、準備をお願いをしたいというふうに思いますし、平時からやはり避難のルートであるとか、これはそれぞれの方によって違うと思いますけれども、避難ルートや災害が迫ったときの行動、持ち出し品等についても御確認をいただきたいというふうに考えております。

また、地域での共助の体制というのも非常に重要であると考えております。避難の呼びかけや要援護者の支援など、自治会や御近所での取組はこれは不可欠だというふうに考えているところでございます。各自治会では地区防災計画を作成をし、自主的な訓練等を積極的に取り組んでいただいたり、あるいは見守りの体制づくりに取り組んでいただいているところもあるという状況でございます。こうした自治会ごとの訓練の実施など、身近な防災体制の強化を図っていただくような取組に対しまして、村、消防団も協力をして、総合的な地域の防災力向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、コロナ禍、コロナ後の対応はという御質問でございます。

まず最初に、ワクチンの接種の進捗状況、今後の見通しについてという御質問でございます。

最新のデータを申し上げますと、9月8日時点ということでございます。昨日接種がございましたので、その実績も含んだところでのデータでございます。村全体で1回目の接種が終わられた方が2,110名ということで、全体の68%でございます。2回目の接種も終わられた方が1,744名で、56.2%の方が接種をいただいたというところでございます。一足早く接種いただきました65歳以上の皆様方につきましては、1回目の接種が94.1%、2回目まで接種された方が92.3%ということで、9割を超える方に接種をいただいたという現状でございま

す。

10月末までこの集団接種の体制を今のところ続けていくというふうに予定をしているところでございまして、10月末時点での接種率、見込みでございませけれども、1回目の接種82.4%、2回目が78.6%というところまで進んでいくというような見込みを立てているところでございます。この中には、職域接種で接種をされた方は含まれていないということでございます。現在、職域での接種というのも各会場で民間で行っておられるところも始まっております、そういったところで、急がれる方はそういったところも利用していただきながら接種をいただけるようにというような呼びかけも併せて行わせていただいているところでございます。

10月末まで集団接種を予定をしているところでございますけれども、それまでに接種が終わられない方や11月以降に12歳になる児童、これまで様々な理由によって接種できなかった方々に対する接種、集団接種、接種のやり方については、国の方針であるとか、あるいは近隣の市町とも協調しながら検討をしてみたいというふうに考えております。

次の、児童等への今後の対応につきましては、後ほど教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

村民、それから村内事業者へのコロナに関する対応と今後の見通しについての御質問でございます。

昨年度来、様々な支援施策を展開させていただいているわけでございますけれども、今年度になりましたは、うなばら荘で食を楽しむ半額の助成制度を実施したところでございますし、また、8月の18日から、事業所支援の一環でもありますし、また村民の皆様へのいわゆる商品券ということでございますので、生活の支援にも役立てていただこうということで、11月30日までという期間になりますけれども、元気回復の商品券第二弾ということで発行をさせていただいたところでございます。事業所の皆様方に対しましては、中小事業者を対象とした感染症対応利子補給事業や、米子日吉津商工会を通じた経営診断計画策定業務の補助事業というのにも、今年度も取組をしているところでございます。

このコロナウイルス、全国的にもまだまだ予断が許されない状況が続いております、長期化しておることから、地域経済への影響も出ているというふうに認識をしております。このたび国のほうからコロナ対応の地方創生臨時交付金の追加交付の内示というのもあったところでございますので、そうした国の支援や県等の補助というところも併せて、この事業所支援というものを今検討をしているところでございます。

次に、新型コロナの村の財政状況への影響、今後の見通しについての御質問についてお答えを

してまいりたいと思います。

令和2年度の決算状況を簡単に申し上げさせていただきたいと思いますが、歳入の総額が約30億9,000万円、令和元年度が25億4,800万円、歳出が令和2年度28億9,400万円に対し令和元年度は23億8,200万円ということで、いずれも歳入歳出ともに令和元年から令和2年度にかけて約5億円ずつ増えているという決算状況でございます。この中には新型コロナウイルス感染症に伴う施策の費用が非常に大部分を占めておりまして、特別定額給付金であるとか、子育て世帯への支援給付金であるとか、こういった支援措置につきましては、国庫の補助ということで10分の10の交付金なり補助金を頂いてしているところでございまして、地方創生の臨時交付金も合わせたところで令和2年度約4億7,000万円、国から交付を受けて、様々な対策事業を行ってきたというところでございます。

あわせて、歳入の関係で、村税への影響を申し上げさせていただきたいと思いますが、村県民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税の全てを合わせた税収でございますけれども、令和2年度は約8億9,500万円、令和元年度が9億800万円ということでございまして、約1,300万の減という影響が出ているところでございます。令和3年度の歳入の見込みにつきましては約8億8,200万円ということで、さらに1,300万円程度の税収の減収を見込んで予算を立てているところでございます。コロナが終息した後も、事業所等への影響を考慮いたしますと、村税の減収が続いていく可能性が高いのではないかとこのように考えているところでございます。

先ほど御紹介申し上げました国からの交付金等も活用しながら、しっかりと村民の皆さんや事業者の皆様への経済対策も含め、やっていく必要があると思っておりますし、また、税収の減収ということも見込まれる中でございます。そうした国、県等の財源というのは有効に活用させていただきながら、また、ふだんの業務におきましてもコスト意識を持って事業執行に工夫を加え、経費の効率的な執行や節減にも努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

最後に、6月議会で答弁をさせていただいた内容について検討状況はどうかという御質問でございます。

まず1点目、名誉村民条例と褒賞規程の見直しについての御質問でございます。こちらにつきまして、6月以降、そういった表彰の関係の規定につきまして、他の市町の状況について調査研究を行ってまいっているというところでございます。

この名誉村民ということに関しまして、他の市町で表彰をされている状況を少し申し上げますと、例えば町制何十周年というような記念の式典の節目に、そういった席上で表彰をしたりとい

うような、そういった節目での表彰を行っているところが多いというような現状のようでございます。

褒賞規程につきましてですけれども、これも6月に答弁をさせていただきましたけれども、村におきましても、この規定に基づきまして、その都度表彰を行っているところでございますけれども、このたび東京オリンピックに日吉津村出身として初めて中口遥さんが出場されたわけですが、この規定を運用いたしまして、褒賞金を贈呈をさせていただいたところでございます。また、7月の大雨があったわけですが、この際に自ら土のうを積み上げて、水路から水田への越水の被害を軽減をしていただきました丸彦渡辺建設株式会社様に感謝状を贈らせていただいたところでございます。

やはり、この表彰というのは、特に名誉村民の顕彰というものに関しては非常に重みがあるというふうに考えておまして、村全体の機運の高まりであるとか、あるいはそういった表彰のタイミングというところを見定めていくことが重要だというふうに考えているところでございます。現在、この規定というのが何かの隘路となって表彰ができないということではないというふうに考えていますので、この規定の見直しという検討は具体的には行っていないところでございますけれども、この例規にある表彰の趣旨に沿った候補者があれば表彰したいと思いますし、今後も例規の見直しも含めて運用を図ってまいりたいというふうに考えております。

最後に、うなばら荘の今後の計画についての御質問でございます。こちらにつきましては、先ほど前田議員からの御質問に対しても答弁をさせていただきました。6月にも井藤議員のほうから御質問を受けまして、お答えをさせていただいたところでございますけれども、その時点から大きな方向性として何か変更があったということではございません。そうした考えを西部広域にもお伝えをさせていただく中で、西部広域で事業者の募集要項を策定をされ、現在、公募型プロポーザルの参加申込みを受け付けているというのが現状でございます。

これ、募集要項によりますけれども、9月21日から30日までが事業内容提案の受付期間となっておりますので、そこで出されました事業内容につきまして審査会で審査を行い、11月の上旬には優先交渉権者が決定していくというような今後のスケジュールで、募集要項に定められているところでございます。

以上で井藤議員からの一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 井藤議員の一般質問にお答えしてまいります。コロナ禍、コロナ後の児童等への今後の対応についての御質問でございました。

基本的にコロナ禍におきます授業や学校行事の実施方法につきましては、三密を回避する等々の具体的な方法など、国及び県からガイドラインで示されているところでございます。授業や学校行事等、各教育活動それぞれに児童に育成する目標が設定されておりまして、感染防止対策のために計画どおりの学校行事等が実施できない場合には代替りの活動を設定して、授業等や行事等で設定された目標が達成できるように取り組んでいるところでございます。

例えて申し上げますと、昨年11月に実施しました修学旅行におきましては日程や体験活動を変更しましたし、訪問する施設の貸切りになるようにしました。また、貸切りが難しいときは、時間差による他団体との接触を回避するという方法も取りました。さらには、感染防止のためにバスを増便したりということを実施してまいったところでございます。これらの取組につきましては、保護者の皆様に分かりやすく御説明申し上げ、御承諾をいただいた上で実施するよう努めてまいったところでございます。そうしまして、また、運動会や修学旅行等、子供たちの貴重な体験の場や、その学年ならではの教育活動を感染防止に努めながら工夫して実施してきていることに対しまして、児童や保護者から肯定的な評価を多数いただいているところでございます。

今後とも小学校とともに、保護者への説明を大切にしつつ理解を得ながら、コロナの感染状況に応じた柔軟な対応に努め、各教育活動の目標達成のために取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

一方、コロナ禍におきまして、地域で子供たちが集って遊ぶですとか、家族で外食したり観光地に出かけたりすることや、親戚の集まりや地域の行事に子供たちが参加したりするなどの機会が大変少なくなってるのではないかと考えておりまして、そのことから、児童が家族や地域の一員として役割を果たしたり自覚を深めたりする体験や経験が不足してきているのではないかと少なからず危惧いたしておるところでございます。今後のコミュニティ・スクールの取組を含めまして、学校教育活動におきます地域の方々につながる学習活動や大切な体験をできるだけ継続して充実していけるように取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

以上、御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） これより再質問に入ります。

井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 2番、井藤です。時間の関係もありますんで、3点目の6月議会の答弁状況の扱いの点から再質問とさせていただきたいと思えます。

おおむね説明いただいた点で了解いたしておりますけども、まず、名誉村民条例と褒賞規程の見直しの関係です。御承知のとおり、入江聖奈選手が金メダルを米子のほうで取られました。だ

けど、私はあれと同じぐらい日吉津村から、これだけの人数の中からオリンピックに参加されたっちゅうのは本当にすごいことだなというふうに思います。そういうことで……。

○議長（山路 有君） 井藤議員、マスク外してもいいですけど、入りが悪くなる。

○議員（2番 井藤 稔君） そういうことで、全然実際の規模も違いますし、先を見越して、やはり今後もいろいろ、なるべく喜ばれるような制度づくりっていいですか、このようになるようにひとつ工夫をしていただければと思います。

それから、もう1点ですけども、うなばら荘の関係であります。9月17日まで公募型のプロポーザルが受けられるということで、その後、審査内容については9月21日から9月の月末までということをお願いしたけども、大本のこの公募型のプロポーザルがないじゃないかという心配も多少あるもんでして、その辺りは可能性としてはどうでしょうか。全く今から先行き暗いということなんでしょうか、どうでしょうか。まだまだ期待はできるような状況なんでしょうか、どうでしょうか。えらい抽象的なあれなんですけど、この点がやはり一番村民の人も、今までずっと経過見とられて感じておられると思うところでして、私自身もそのように考えます。

村長の話で、本当に村民の人に喜ばれる施設への転換じゃないといけんということは常々言っておられますんで、そういう点で、ぜひともその辺り、ちょっと参考にお聞かせ願えればと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。現在、公募型プロポーザルの申込みの期間中ということでございまして、ちょっと現状を少しだけ申し上げますと、この公募プロポーザルに参加を申込みをされた事業者はまだないと、現段階ではあったという話は聞いてないです。一方で、この工程の中で、現地、現場の説明会というのが計画をされておまして、これが先般実施されたわけですけども、ここに数社の参加があったということで広域のほうからお聞きをしているところでございます。現状は以上でございます。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 分かりました。今一生懸命検討していただいとるところだと思いますので、御尽力いただいとる所だと思いますんで、少しの間、状況を見させていただきたいと思います。

また、名誉村民条例と褒賞規程の見直しにつきましても、既に検討に入っていただいとる所ということでありますし、中口遥さんについても、いわゆる褒賞金という形で対応していただいとる所ということをお聞きしましたので、今後とも、必要になってからというんじゃなくて、必

要なる前にやはり検討できるものはしといていただいたほうがいいと思いますので、答弁要りませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に、防災訓練の在り方の関係です。一、二点申し上げて、村長の考え方をちょっとお聞きしたいと思ひます。

私もいろいろなところで各種の対策本部等に従事してまいってまして、その中でいろいろ感じてる場所なんですけども、実際の災害があったときに、対策本部自体が本当に機能するのだろうかどうだろうかという点が1点であります。私も3回ほど対策本部見させていただいて、実際に村の訓練があるときに。最後の一つは、村長がもう既に就任しとられまして、そのときの全体の対策本部が設置になる訓練でございましたけども、一つはそういうことです。

それから、2点目が、いわゆる対策本部とおっしゃるように情報の関係ですけど、自治会の地区防災、地区防災組織との連携がうまくいくのだろうかどうだろうかというのが、2点目が、心配がございます。

それで、3点目は、現時点でやはり避難要領を検討しておく必要のあるものはないのだろうかどうだろう。先ほどお話しになっておりましたように、最近は複合災害という言葉がよく使われます。コロナ禍の何々、例えばコロナ禍でありながら大雨警報が出たり、大雨特別警報下で避難レベル4とかレベル5の段階の発令があったりというような状況も多分にあつとるわけでありまして、要は複合災害ということを考えながら、その避難要領は現状でいいのだろうかどうだろうかという点がとりわけ。以上、お話ししましたような3点が私は非常に心配だなという意味があります。

それで、先ほどもありましたように、10月3日の訓練、中止になりましたんで、確かにコロナ禍でありますんで、それはある程度自粛はせにゃいけん部分がありますけども、そういう状態のときであっても災害はいつ発生があるか分かりませんので、そういうときはそれなりの対応をやはりあらかじめ検討していく必要があるんじゃないか。実際に先ほどお聞きしましたら、いろいろ検討していただいとるということですので、大変いいことだなと思っておりますけども、やはり実際に訓練、実動訓練をしてみるのとしてみない、検討で終わるのとは随分違うと思ひますので、ひとつその点、ちょっと考えていただいたらなと思ひますけども、この点については村長、どのように思われますでしょうか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。まず、災害時、災害対策本部が実際に動いていくのかという御心配でございます。先ほど冒頭の答弁でも申し上げましたとおり、7月の集中豪雨と

いうのもありまして、そういったものも経験しまして、先ほども申しましたが、どこの時点で対策本部に移っていくのかというのが少し、やはり具体的な課題として今検討していかないといけないというふうに考えております。通常は総務課の防災担当だったりとかが中心となって対応するわけですが、これが急遽想定される規模が大きくなってくると、やはり本部という組織に切り替えないといけないわけですから、このタイミング的なところと、あとは、やはり総務課職員が通常は対応しているわけでございまして、近年そんなにそれほど大きな災害があったという経験もございませんので、それぞれの職員が災害時に本部に入っていざ対応するときに、何をしたらいいんだろうというのが一つは少し不安な部分もありまして、そういったことも踏まえて、これからですけれども、本部の設置訓練、村全体の防災訓練は中止とするわけですが、村の本部の訓練というのをやはり体を動かしてやっていきたいというふうに考えています。

それから、地区防災との連携ということに関しましては、やはりこれ、ふだんからこの連携を深めていくことが非常に重要だと思っております。通常、例年ですと、一緒に訓練をさせていただいて、そこに村であったり消防団も一緒になって協力をさせていただくわけですが、これは、このたびはコロナの状況もあってということですが、これが例えば落ち着いている状況下であって、自治会のほうでこういった取組をしてみたいというようなことがありましたら、御相談いただきましたら、村、消防団も含めて協力をしてみたいと思いますので、ぜひそれは前向きに御検討いただけたらというふうに思います。

最後に、避難の要領ということで、複合的な災害、コロナと自然災害の今の状況下でまさに災害が起こればという話ですけれども、やはりコロナという感染症が流行している中であっても、自然災害が身に迫った場合には、まずは身を守ることが肝要だと思っております。まずは、村としましても避難指示であるというようなことを発令させていただきまして、皆さんに即座に避難をしていただく。来ていただいた段階で、やはり冒頭申し上げましたコロナ感染症に対する少し、何ていいますか、注意というのでも村の避難所のほうでも図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） これは老婆心かもしれませんが、やはり地区防災の関係で、防災担当者の組織の中、今、私のところは団員で連絡手配が行くような形で進めておるんですけども、実際にやってみますと、やはり連絡がつくつかないか、あるいは連絡したときに村内におられるんか、村外におられるんか、県外におられるんかというようなことや、出てきてもらうことが可能かというようなことを確認できるような、ラインで一応検証してみました。そしたら、

に冷え込むような状態になるんじゃないかという心配もありますので、その辺りも、出口対策も考えながら、今後の施策、いろいろ考えてやっていただきたいと思います。

国のほうの2次補正の内示があったということでもあります。交付金の関係なども把握していただいって、それなりの対応を取っていただいとるということが答弁していただいてよく分かりました。これをぜひとも前に進むように、また、村がこれでもって冷え込んでしまわないように、ひとつ対応をよろしくお願ひしたいと思います。

確かに、今回出ております令和2年度の決算審査の中で、実質公債費比率が11.1ということを出していただいております、11.1ですね。ですけれども、先般も全協の中で話しさせていただきましたように、子育てゾーンの、今もうまさにそこを工事したりしたりします。そういうやなこと、本当に大きな予算組みもしていただいておりますので、これが、11.1がどれぐらいになるか分かりませんが、現在まだ出してないということでしたけれども、その辺りも考慮しながら、思い切ったやはり政策、施策っちゅういいですか、これを組んでいっていただきたいと思ひますけれども、最後に村長の所信を伺えればと思ひます。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。コロナ対策、出口というところも見据えてということで御提言をいただいたところでございます。できるだけ早く終息をして、出口が来るということとをまずは願ひながら、必要な対策をやっていくことが肝要だろうなというふうに考えているところでございます。本当にやはりこの事業者の活動、まずは村民の皆さんの生活というのが村の財政にも直結をしてくる部分だというふうに改めて感じているところでございますので、しっかりと状況を見据えながら、また国、県等の財源等の措置もしっかりと注視しながら、必要な対策を今後も行っていくように努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山路 有君） 以上で2番、井藤稔議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） ここで昼休憩に入ります。再開は午後1時からとします。

それでは、休憩に入ります。

午後0時10分休憩

午後1時00分再開

○議長（山路 有君） 再開します。

4番、三島尋子議員の一般質問を許します。

三島議員。

○議員（４番 三島 尋子君） ４番、三島でございます。

今回は、大きく３点質問させていただきます。１点目は、コロナ感染拡大への対策。２点目、県一本化された国保の村の状況について。３点目、認知症予防としての補聴器購入助成について。以上３点について質問いたします。

１点、コロナ感染拡大への対策について。新型コロナウイルス感染症は、変異株により急速に拡大し、医療機関への入院ができない状態になっています。自宅やホテル、宿泊施設での療養となり、急変し、死亡という事態も起こり、中でも先般、妊婦が家庭で１人で出産し、赤ちゃんが亡くなったという、とても痛ましく悲しい事態も起こりました。

若者の感染拡大、比較的安全と言われていた子供たちに今急速に感染が広がっております。毎日、新聞やテレビで家庭内感染も大きく報じられております。文部科学省は、８月２７日、緊急事態宣言と、まん延防止等重点措置対象地域の学校を休校にする判断のガイドラインを策定し、全国の教育委員会などに通知いたしました。緊急事態宣言は９月１２日期限となっておりますが、先日、３０日まで延期するということが発表されました。県によっては、まん延防止重点との発表も一緒にされております。

新規感染者は、数字だけを見ますと減少傾向にあると見てとれますが、重症患者は増えております。鳥取県も感染者は８月以降増えております。毎日報じられております。医療提供体制は多くの地域で逼迫をしております。医療関係者の本当に努力というか、大変なことだなということを感じ取っております。

改めて、村のコロナ対策について伺います。村のワクチンの接種の進め方、進捗状況と希望者への接種完了の見通しについて伺います。これは、この質問の締切りが早かったものですから、８月１３日の日本海新聞を目にし、住民の方から、何で日吉津はこんなに少ないかということが問われまして、それを受けてここに提示いたしました。今回、先日ですか、また発表がありました。それと、村長からの報告でもございましたけれども、現在の状況について伺います。

２つ目、希望する村民に無料でのPCR検査、そして事業所等への社会的検査体制を整える必要もあると考えますが、いかがお考えになりますでしょうか。

３つ目、コロナ禍での貧困が大きくなっていると報じています。生活困窮家庭、独り親家庭、高齢者、障がい者家庭への支援対策について、どうお考えになっておりますでしょうか。

４つ目、貧困把握として、村が子供の貧困実態調査を実施する考えはありませんでしょうか。

5つ目、国のGIGAスクール構想によって、小学生にも1人1台タブレット端末が与えられました。コロナ感染拡大する中で、夏休み、家庭での使い方についてお伺いをいたします。これにつきましては、教育民生常任委員会で視察をされた報告がありまして、それによりお伺いはいたしましたが、現在もどういうふうにお考えになっているかをお聞きしたいと思います。

大きく2点目、県に一本化した村国保の状況についてお伺いをいたします。国民健康保険事業は構造的な問題があると言われております。加入者の年齢構成が高いこと、所得水準が低いこと、医療費水準が高いことなど、そして、市町村で格差があることなどをと言われております。我が村の国保の状況についてお伺いをいたします。

1点、一本化して3年半となりますが、これまで県内市町村を見られた中で、村が今後事業に取り組むに当たり参考となる点がございましたでしょうか、その点をお聞きしたいと思います。

2点、加入世帯の減少に伴って、被保険者も減っている現象でございます。それが減るっていいのかどうかということはあると思いますが、その要因は大きくどういう要因でしょうか、お伺いをいたします。

3点目、県国保運営協議会において、保険料、税、我が村では保険税ですが、の統一に向け協議されております。村としての考えと、保険税算定の資産割についての考えについてお伺いをいたします。どうお考えでしょうか。

4点目、現在の保険税の日吉津村の応能割と応益割の割合についてお伺いをいたします。

5点目、来年4月から子供、未就学児の均等割の減額措置が施行となります。対象者見込み数と、そして、村として18歳、高校卒業まで減額対象とする考えはないでしょうか、お伺いをいたします。

大きく3点目、認知症予防として補聴器購入助成をということで伺います。これにつきましては、昨年3月議会において一般質問で答弁をいただきました。先進地事例を参考に研究、近隣状況を見て独自のものを検討ということでした。前向きの答弁と理解はしてはしましたが、その後、研究、検討をされた結果についてお伺いをいたします。

以上、質問といたします。答弁によりまして再質問させていただきます。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） それでは、三島議員からの一般質問にお答えをしまいたいと思います。

まず、大きな1点目としまして、コロナの感染拡大への対策ということでございまして、その中の1つ目、ワクチン接種の進め方、今後の見通しということについての御質問でございます。

現在、最新の直近の接種の状況につきましては、午前中、答弁申し上げたとおりでございますけれども、昨日、9月8日時点で、1回目接種を終わられた方が68%、2回目の接種も終わられた方が56.2%ということでございます。そのうち、65歳以上の方につきましては、1回目接種を終わられた方が94.1%、2回目の接種も終わられた方が92.3%というのが最新の数字でございます。全体としまして、ヴィレステひえづでの集団接種と村内の医療機関での個別接種を並行して実施をいただいているという状況でございます。先ほど申し上げましたとおりでございますけれども、この7月までに65歳以上の方の約9割が接種を終えられたという状況でございます。集団接種につきましては、10月末を目途に終了する予定で今考えておりますけれども、対象者の約8割の方の接種を見込んでいるところでございます。その後、11月以降に12歳になられる児童や、様々な理由によりこれまで接種できなかった方を対象とする集団接種につきましては、国の方針や近隣の状況を見ながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、希望する村民に無料でのPCR検査、事業所等への検査の体制を整えることが必要ではないかとの質問でございました。このPCR検査でございますけれども、例えばお勤め先等で陽性の判定を受けた、あるいは濃厚接触者と認定された場合等に、保健所の指導によりPCR検査を受けることとなります。これがいわゆる行政検査というものでございます。

本村におきましては、そういった行政検査とは別に独自で、県外からやむを得ない理由により帰省をされたり、あるいは県外に出かけられたりした村民の方が帰ってこられる際に、PCR検査を自費で受けられる場合の検査費用の半額を助成する制度を設けているところでございます。こちらの制度につきましては、先ほども申し上げましたが、県外に在住の方で、日吉津村の実家等へ帰省されるために検査を受けられた方、それと、日吉津村に住所があり、県外に滞在した後、帰宅を目的に検査を受けられた方というのが対象となっているところでございまして、検査費用の2分の1、上限が9,900円まで、助成回数は合計2回までということに要綱を定めて実施をしているところでございます。今後もこの制度を引き続き運用していくように考えております。

また、議員のほうから今御提案がございました、PCR検査の現在行っております補助の制度を活用して、必要な方へのPCR検査の助成というのでも少し枠を広げるような形で検討をしてみたいというふうに考えているところでございます。ただ、希望された方全てに無料でというわけにはいかないと思っております。希望された方のうち何かの必要性があって受けられる方ということが、どこかでやはりその基準をつくって対象者を決めていくということになるかと思っておりますけれども、そうしたこの制度の見直しというのを検討してみたいというふうに考えているところでございます。

次に、コロナ禍での貧困の関係の御質問がございました。生活困窮家庭、ひとり親の家庭、高齢者、障がい者家庭等への支援、対策についての御質問でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえました生活困窮者支援につきましては、これまで緊急小口資金等の特例貸付けや住居確保給付金といった、あるいは、今年になりまして新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金等の制度が設けられまして、こういった制度によって支援を行っているところでございます。

高齢者、あるいは障がい者の家庭への支援ということで、これ特別に実施をしているというわけではございませんけれども、高齢世帯ということを対象に、この4月には生活状況の変化についてのアンケートというのを実施をさせていただいたところでございます。これは、主には健康状態の変化等に関する質問であったわけでございますけれども、今後もこういった手段であるとか、あるいは地域包括支援センターでは高齢者世帯への訪問を継続的に実施をしているというような現状もございますので、こういった困り事や不安のある方々に対して、必要な支援、適切な支援につなげられるように現在も関わっているところでございます。今後も、困られた方、家庭への支援状況につきましては幅広く周知を努めてまいりたいと思っておりますし、また、先ほど申し上げましたような、村のほうからもアンケートなりお声がけをさせていただく中で、そうした支援の必要がないかということも、引き続きつかんでまいりような努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、貧困把握として、自治体が子供の貧困実態調査を実施する考えはないかというような御質問だったかと思っております。こちらにつきましては、本村におきましては、妊娠・出産、切れ目のない子育て支援ということでネウボラの仕組みを設けておりまして、このネウボラ会議の中におきまして、妊娠・出産期から課題を抱える世帯、特に支援を必要とされる世帯の状況について情報共有をし、必要に応じ保育所、子育て支援センターなど、関係機関との連携により生活状況についても実態把握に努めるようにしているところでございます。

また、小学校におきましては、スクールソーシャルワーカーが日々の児童との関わりの中で、また、不登校傾向の人を対象といたしました支援センタープラットにおいて、児童の生活実態の把握に努めているところでございます。また、子ども・子育てニーズ調査や全国学力・学習状況調査などにおいて、世帯や児童の状況の把握に努めているところでございます。

当面は、今申し上げましたような様々な機会を捉えて、お困りの世帯の把握に努め、必要に応じ支援につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

次のGIGAスクールの関係の御質問につきましては、後ほど教育長のほうから答弁をいたし

ます。

次に、県一本化した村国保の現状についての御質問でございます。

1つ目に、国保が県に一本化されて3年余りが経過をした。これまで県内市町を見た中で、村が今後事業を取り組むに当たって参考とする点はないかという御質問でございます。全国的に医療費の増加が深刻な課題となり、自治体ごとに行っていた国保の財政運営が悪化をし、赤字補填としての一般会計からの繰入れの増加が問題となっていた。この対策として、平成30年度の財政運営を自治体ごとから、基礎自治体から都道府県ごとに変更し、安定化を図ってきているところでございます。医療費の適正化を図るために自治体ごとに様々な事業に取り組んでおり、本村でも、特定健診をはじめとする健診事業を行っているところでございます。特定健診の受診率は県下でもトップレベルでございまして、平成30年度は50.6%、令和元年度は55.7%ということで、いずれもこれは県内市町村の第1位ということでございました。

この財政運営が一本化になったということにより大きく変更となった点につきましては、毎年、県が各自治体の納付金の算定を行い、各自治体が県にこれを納付するというところで財政運営を行っていくところでございます。この納付金の算定におきましては、かかった医療費についても算定基準となりますことから、医療費の適正化の取組は引き続き重要な事業となってまいります。国民健康保険の健診や健康づくりのための事業につきましては、各自治体がそれぞれ行っているところでございますが、本村においては、国保の被保険者を含めた村民全体の健康づくり事業を行うことが重要であり、医療費の削減につながるものと考えているところでございます。現在、この取組事業を県下で統一するということにはございませんけれども、効果的な取組や対策などについての情報共有を行っていき、また、令和2年度に策定をいたしましたデータヘルス計画に基づき、受診率をさらに高めていきたいと思っておりますし、被保険者が継続して取り組んでいける保健事業を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、所得階層別、世帯人員別、世帯別の調べによる国保の加入世帯、被保険者が減少をしており、その減少の要因についての問いでございます。国保の加入世帯及び加入者は年々減少をしているところでございます。様々な要因があるというふうに考えているところでございますが、例えば75歳以上の方につきましては、後期高齢者の医療制度に移られるわけでございますけれども、新たに後期高齢になられる方の人数が増えてきているということが1点あるかと考えております。そのほかに、社会保険の加入要件の緩和であったりとか、65歳まで働ける雇用環境の変化、それから全体の人口減少など様々な要因によって、この国保の加入世帯、加入者数が減少をしているというふうに考えているところでございます。

また、所得にも変化があって、格差が大きくなっているということはないかという問いでございます。こちらにつきましては、こうだという確定的なことを申し上げることはできないんですけれども、全体といたしまして、国保加入世帯、加入者の総所得金額は増加傾向でございます。一方で、申し上げましたとおり世帯数は減少傾向であるため、割り算をしますと1世帯当たりの所得は増加をしているということになってきております。また、国保の加入世帯につきましては、所得が200万円以下の世帯が総数として減少し、200万から400万の世帯が増加をしているところでございます。といったような、データ上ではございますけれども、そこから見る限りでは、全体の格差が大きくなっているとは言えないのではないかというふうに考えているところでございます。

次に、県の国保運営協議会で保険料水準の統一に向けた協議が行われており、村としての考えと、県税の算定方式、資産割についての考えについての御質問でございます。国、厚労省では、令和2年5月に改定をされました国保運営方針の策定要領の中で保険料水準の平準化を目指すことを明確化されました。また、鳥取県では、令和3年4月に第2期の鳥取県国民健康保険運営方針を作成され、保険料水準の平準化の取組をさらに進めることとされたところでございます。この中で、県の運営方針の中ですけれども、将来的には保険料水準の統一を目指すこと。この統一の時期、統一に向けての工程、調整項目、算定方式だとか賦課割合、支給基準など、課題等について具体的に検討を進めること。また、統一に向けては、市町村ごとに医療費水準や健康づくりへの取組、保険料収納率などに差があることから、これらの差を縮める取組についても議論していくことというようなことが書かれているという状況でございます。

この保険料水準の統一につきましては、今申し上げましたとおり、全国的に、また本県においても、これが目指されているということでございます。大きな方向性として、この水準の統一化が図られていくものというふうに認識をしているところでございます。これは広域的に見ればそういった動きであるということでございまして、本村といたしましては、その統一がどういった方向性で図られていくのかということが一保険者としては重要になってくるなというふうに考えているところでございまして、この統一が図られることによって保険料にどのような影響があるかであるとか、あるいは、その負担金等にどのような影響があるかですとか、そういったことを総合的に今後も研究を進めていく必要があるというふうに考えております。

あと、保険税算定方式の資産割についての考えについての御質問でございます。法律によりまして国保税の課税は3種類の方法が規定をされております。4方式、3方式、2方式と3種類ありまして、現在、日吉津村が取っておりますのは4方式ということで、所得割、資産割、均等割、

平等割の4方式でございます。3方式というのは、そこから資産割を除いた所得割、均等割、平等割の3つ。2方式というのは、所得割と均等割の2つの方式による2方式ということでございます。全国の状況を見ても、4方式を採用している自治体が半数以上占めているという状況でございますけれども、現在、資産割を廃止して3方式に向かう動きがあるということでございます。近隣の県内の他市町でも3方式への移行や検討が進められておまして、米子市、境港市、それから、近隣で大山町、南部町についても3方式を取り入れておられるというような状況でございます。保険料水準の統一という動きにも注視をしながら、この在り方を検討をしていく必要があるなというふうに考えているところでございます。いずれにしても、この4方式から3方式に、資産割を廃止ということになりますと、県に納める納付金の額は変わりませんので、いずれどこかにやはり負担を求めていく必要があるということでございますので、そこは慎重に検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、応能割と応益割の負担割合についての御質問でございます。応能割といいますのは、負担能力に応じて課する部分でございます。先ほど申しましたうちの所得割と資産割が応能割。応益割は、利益を受ける人に一律に課する部分でございます。均等割と平等割が応益割というふうな分類となっております。本村の令和3年度の当初課税データによりますと、応能割が57.5%、応益割が42.5%という割合でございます。

次に、令和4年の4月から始まります子供に係る均等割の減額措置制度に関する御質問でございます。全世代型社会保障改革の方針が国のほうで示されまして、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律というのがこの6月に公布をされたところでございます。施行は令和4年の4月1日ということでございまして、国保税について、子供、未就学児になりますけれども、に係る被保険者均等割額を減額をして、その減額相当額を公費で支援をするというような制度ができたということでございます。この法律の改正に基づきまして、本村も対応をしていく必要があるというふうに認識をしているところでございます。この改正につきましては、この子供に係る均等割、保険料、保険税の軽減ということにつきましては、町村会でありますとか、あるいは知事会もそうですし、それから、全国の国保の関係者で組織をしております全国大会等でも国に要望してまいったところでございまして、こういった動きもある中で、国のほうでこういった、このたび改正がされたものというふうに考えているところでございます。

見込みの数字でございますけれども、今年の8月1日現在ですけれども、国保加入の未就学児につきましては、6歳以下でございます、17名というのが本村内の状況でございます。これを

制度の改正、18歳まで減額をしてはどうかというような御提案でございますけれども、先ほど申し上げましたような、必要に応じまして要望活動を行っていったりということで考えておりますし、まずは、改正になるところでございますので、4月からの制度開始に向けて必要となる条例等の改正を行ってまいりたいと思います。国等の動向をしっかりと注視をしてまいりたいというふうに考えております。

最後に、大きな3つ目で、認知症予防のための補聴器購入助成についての、その研究の状況についてどうなってるかという御質問でございます。現在、以前も答弁したのかもしれませんが、聴覚障がいの手帳を取得しておられる身体障がい者の方へは、障がい福祉サービスでの補聴器の助成制度がございます。また、身体障害者手帳の交付とならない中軽度の難聴児へは鳥取県の補助制度があります。これは負担割合は、県が3分の1、市町村が3分の1の負担ということでございます。そうしたことが基にありまして、補聴器購入への助成の提案をいただいたわけでございます。現在、今調べているところでございますけれども、西部の9市町村では補助は行っていないということでございます。先進地ということで全国の状況を確認をしているところでございますが、東京になります新宿区、江東区、千葉の浦安市、船橋市、また町では、長野県の本曾町というところなどが実施をしているということでございまして、対象としますのがおおむね65歳以上であったり75歳以上であったりということで、助成額は上限が2万円から3万円ぐらいということでございます。そのほかに医師の意見書が必要であったり、聴力レベルの指定があったり、あるいは補聴器の種類の設定があったりというような、それぞれの制度を設けていらっしゃるということでございます。県内湯梨浜町におきまして、先ほど西部ではないというふうに申し上げました。湯梨浜町におきまして、このたびこの8月から助成の事業を開始をされたというような状況も確認をさせていただいているところでございます。今、いろいろ調べている状況は以上のような状況でございまして、引き続きまして難聴の高齢者の皆さんへの補聴器助成についての効果や今後の方策について、今申し上げましたような事例も参考にしながら、さらに研究、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上で三島議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます、GIGAスクールの関係につきまして、この後、教育長のほうから答弁を申し上げます。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 三島議員の一般質問にお答えしてまいります。

コロナ感染が拡大する中での夏休みの家庭でのGIGAタブレット端末の使用についての御質問でございました。また、現在の考え方についてを答弁申し上げたいというふうに思います。

端末の持ち帰りにつきましては、臨時休業時に家庭に持ち帰って、双方向の情報発信やリモート授業等々行いながら、学びを止めないようにすることを想定いたしているところでございます。そこで、この夏季休業中はタブレット端末を持ち帰ってのリモート授業等は行っていないところでございます。

現時点までの取組状況や考え方について申し上げますと、日吉津小学校におきましては、昨年度、3学期に4年生以上の児童がタブレット端末を持ち帰りまして、インターネット環境におきます接続テストを行いました。そこでeラーニングソフトと動画視聴が利用できることを確認したところでございます。また、現在の4年生以上は、昨年度中に各担任が教室外から送信をいたしまして、児童が教室やヴィレステの会議室に分かれて学習をして、リモート授業を試行的に実施したところでございます。この夏休み中にも職員研修を実施しまして、現在の3年生以上の各学級でネット上の教室の設定を行いまして、双方向の情報通信及びリモート授業をする設定を完了させたところでございます。さらに、2学期以降、この9月中に5、6年生に端末を持って帰らせまして、このリモート授業の練習をやる予定にしておりますし、その後、3、4年生のインターネット環境の接続テストも行う計画としております。

今後、全校が臨時休業となりましたときには、3年生以上に学校に配置したタブレット端末を持って帰らせて、双方向の情報発信をしながら学習活動が継続できるように計画を進めているところでございます。そのためにも、教職員が課題を設定して送信したり、児童がその課題を受け取って返信したりするというような、教職員及び児童のICT活用のスキルアップを一層しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

もう1点、実際には、個別の児童が濃厚接触者と確認された場合、1週間あるいは2週間の自宅待機ということも今後想定されるところでございます。そのような自宅待機の児童にはリモートで教室の学習の様子を見れるようにしたり、実際に参加できるようにする準備を今、鋭意進めているところでございます。これらの取組によりまして、児童の学びを止めることがないように取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上で三島議員への答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） これより再質問を行います。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 再質問させていただきます。

ワクチンの接種につきましては、先般も9月の3日ですかね、日本海新聞に出てました。それ以後、何か少し、65歳以上は同じかなと思いましたがけれども、若い方のほうが少し進んでるか

なというふうに見ました。その中でですが、全国的に見て、若い方、二、三十代の方の接種がなかなか進まないということが出ておりますけれども、その点については本村の場合はどうでしょうか。いかがな状況でしょうか、お伺いいたします。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 三島議員の御質問にお答えいたします。

若い方の接種が進んでいる状況はどうかということなんですけども、当初、日吉津村のほうでは、75%の接種率というのを見込んで、集団接種、あるいは個別接種もですけども、接種体制を整えてまいったところでもありますけども、高齢者の接種率も90%を超えるという高い率だったんですが、さらに若い方についても当初の見込みよりも高い接種をして、申込みが現在も日々あるというような状況がございます。最終的には、先ほども申し上げましたけど、8割以上の接種が見込まれるような状況になっておりますので、若い方についても非常に、感染状況が引き続き厳しい状況もあるということもございますが、高い状況ではないかというふうに見ております。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 職員の方も休みの日に出たりとかっていうことで大変かと思いますが、よろしく願いをしたいと思います。

次に、貧困家庭のことですけれども、ちょっと私も調べてみたところによると、貧困というのは相対的な貧困と絶対的貧困っていう2つがあるっていうことを、まあ、そうだなっていうことを学んだんですけども、絶対的っていうのはほとんどもう自分では生活ができないっていう状況にある方っていうことを、簡単に言えばそういう状況だと思いますし、それから相対的っていうのは、地域地域、生活状況、所得状況っていうのが違いますので、それに応じて変わってくるっていうこともあります。日吉津村は割と所得が高いので、いろんなことにおいて高いっていう、そういうことを他の町村の方からも言われます。日吉津村の人は所得がいいっていうことを聞きますけど、そうした中で、大変厳しいっていうか、独り親家庭の方とか、いろいろそういう状況がありますけれども、そういう人たちがみやすくてっていうか、心安く相談に行って、どういうふうに、こういうふうに、こういうことどうでしょうっていうことが相談ができる状況にあるのかなっていうことを考えます。それを思ったときに、どういう対応をしていただけるのかなということを考えるわけです。その中で、この頃、ヤングケアラーっていうのが言われますけれども、そういうことについても、教育委員会も一緒になってでしょうけれども、包括がいろいろずっといつも回って把握はしとられると思いますが、そういうところに含めて見て回っておられるのかどうか、そういうことについての把握っていうのはどういうふうにされてますでしょうか。それ

をお伺いいたします。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 三島議員の御質問にお答えいたします。

まず、相談をしやすい体制ということですが、これは非常に重要な視点だと思っております。困った方がやはりしっかり制度が分かっていたりとか、必要な情報が届くということも大事だと思いますし、困られた状況がちゃんと行政のほうに届くということがやはり大切なことではないかなと思っております。そういう意味でも、包括等を中心としまして、できる限り村内の各家庭の状況等を把握できるように、訪問なり、様々な情報をつかむような努力はしておりますし、また、福祉保健課としても相談を受けやすいような体制づくりを進めていかなければならないということを考えております。

また、先ほど申されましたヤングケアラーというところですが、こちらにつきましては、今現在、村内の実態がどの程度そういう状況に置かれた方がおられるのか実態把握を進めないといけないというところで、現状を確認しているような状況でございます。やはりそういう方にどうしてもいろいろな様々な困難な部分がしわ寄せが行ってるようなところがあるというふうに一般的に聞いておりますので、村内の現状について今どうなのかということを確認をしているような状況でありますので、またそれによっては必要な対策を取っていかうというふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） いろいろこのコロナの中であって大変だと思いますけれども、目を光らせるってことはちょっとあれですけども、気を配っていただきたいなというふうに考えます。

次、国保についてですが、資産割を外すと応能割が増えてくるからってということも聞いたことがございます。そういうことについてですが、もし仮にそれをした場合にどうなるかとか、どういふふうにもっていったらいいかとか、県では標準率ってというのが決まっていますね、そういうことで計算をしてみられたことがあるかっていうことをお伺いしたいですけども、よろしいでしょうか。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 三島議員の質問にお答えします。

言われた資産割を外して応能が増えるというようなことでの試算ってということで、県では応能応益は5対5、50・50がいいですよということや、県の所得水準が全国に比べたら0.8あた

りになるということからも、試算すると4.5対5.5あたりがどうも応能応益で率が出てくるような計算になるようです。それに併せての計算はまだ私になってからはしておりませんが、このたびの運協なんかでも、資産外したら、単純に今、医療部分での6.5パーという所得割の率がありますけども、それが8パーぐらいになりますよというようなことでの計算はしておりますが、資産外して県に対しての計算はまだしてないところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 県一本化になっていい面もあるでしょうし、また、いろいろ村にとっては都合が悪いなっていう面もあるかもしれませんが、その点、だんだん資産割を外してくるっていうところも増えてきてるみたいですし、そういうことの計算もしながら当たってみたいってなっていうふうには考えます。

次、3点目の補聴器の助成についてお伺いをいたします。先般も答弁はいただきましたけれども、障がい者の方で手帳をもらっておられる方っていうのはもうそれはそれで大丈夫なんですけれども、そうではない、そこまでに行く、それに高齢者になってからはそういうことがなかなかできませんので、もらえないので、やっぱり普通、私たちも出会ってお話をするときに、もう耳が聞こえんけん、分からんわっていうことを、両方じゃなくても片っ方でもそういうあれがあるんですけれども、そういう中で私が思うのには、東京や長野県では実施をしておるといってありますし、先ほどおっしゃいました湯梨浜でも助成がついてきたっていうのがあるんですが、日吉津村でも、よそに率先してですけれども、取り組んでいただけないかなっていうふうに思うわけですね。この頃、私も高齢者ですけども、この中で一番の高齢者なんですけども、私よりはまだ若い方でも聞こえないっていうことがあって、なかなか補聴器を買うことができるのでっていうそういうことをたくさん聞きますので、ぜひこれについて検討を前向きに考えていただいて、助成の方向を考えられたいと思うんですけれども、今年度中は無理かもしれませんが、次年度に向けて検討を願うっていうことはできないものでしょうかね。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。最初の答弁で他の自治体での状況を申し上げたところでございますが、あわせましてちょっと耳鼻咽喉科学会等での研究についても少し勉強させていただいてるところでございますが、やはりこの難聴というのが一つの認知症につながっていくという因子になっているのではないかとすることはあるようです。ただ、一方で、この補聴器をしたことによって認知症が予防できるかどうかということに関しては、いま一つエビデンスが得られてないというような状況があるということも勉強しているところでございます。これを導

入ることによってどれくらいやはり効果が見込まれるかというあたりをもう少し詰めていきながら、他の団体等の事例も勉強しながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） ぜひ検討してやってください。老人クラブもですけども、私たち上1自治会なんですけれども、全体も考えたときに、自分は人の会話が入らないので参加しない、入らないっていう方もあるんですね。本当は皆さんと一緒にやりたいけども、みんなが何を話しておられるかが分からないので参加がしにくいけども、できんっていうことがありますので、認知症ってということばかりじゃなくて、日常の会話ができないっていう点についても検討をいただいて、ぜひ前向きな御検討をいただきたいというふうに思います。そういう面についても、村長、前向きに検討をしていただけたらと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（山路 有君） 続いて、1番、長谷川康弘議員の一般質問を許します。

長谷川議員。

○議員（1番 長谷川康弘君） 1番、長谷川です。一般質問をさせていただきます。

まず、第1点目として、子育て拠点施設工事の課題はということです。いよいよ児童館、民俗資料館の解体工事が始まりました。解体が終了後、次には子育て拠点施設の建設が始まります。そこで何か、今現状見えてきた新しい課題はないかを伺いたいと思います。例えば、工事現場周辺には小学校や保育所、農業者トレーニングセンター、社会福祉協議会、ヴィレステなどの人の集まる施設が多くあります。これから来年10月まで、長期間にわたり工事車両の出入りもあると思いますし、通学路である県道を工事車両が利用することも増えると考えられます。交通安全対策は万全なのでしょうか。また、児童館、子育て支援センターは、トレセン、ふれあい生活館に移転していますが、利用するに際して不都合な点はないのでしょうか。また、一般の施設利用者の方の不都合はないのでしょうか。これから長期に及ぶ工事期間で、現状あるいは今後予想される課題はないかを伺います。

続きまして、2番目としまして、午前中、同僚議員の質問にもありました第7次総合計画の実施計画はということです。3月議会において、第7次総合計画の基本構想及び基本計画が承認されました。その後の実施計画の進捗を問うものです。

3番目としまして、昨年12月にも質問させていただいたんですが、コロナ禍での移住定住状況はということです。コロナ禍である昨年の10月に、総合政策課に移住定住総合相談窓口が開設されました。開設から1年近くなるのですが、成果はあったのか、その辺を伺いたいと思います。

以上3点について答弁をお願いします。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） それでは、長谷川議員からの一般質問にお答えをしてみたいと思います。

大きく3点、御質問いただきました。1点目が、子育て拠点施設工事の課題についての御質問、2点目が第7次総合計画の実施計画について、3点目がコロナ禍での移住定住の推進の状況についての御質問でございます。

まず1点目の、子育て拠点施設の工事が現在始まったところで、見えてきた課題はないかという御質問でございます。こちらの工事につきましては、まずは万全な安全対策を心がけて工事を進めているという状況でございます。現場説明会のときに担当課長から周辺施設への配慮や、施設を利用しながらの建設工事になるので、十分な安全確保を取るよう事業者に指示をしています。また、各施設利用者の安全を第一に考えて、適切な工期と工法による工事を行うように進捗管理を行っているところでございます。具体的には、工事現場への関係者以外の立入りができないよう包囲するとともに、通学、登園時間帯の資材の搬入には配慮し、工事車両の通行には細心の注意を払い、人の動線の確保と安全を最優先とし、警備員の配置による交通誘導を行い、安全確保に努めているところでございます。今後、日が短くなっていく時期になります。保育所のお迎えの時間帯が暗くなっていくことから、人感センサーライトを設置するように指示をしているところでございます。工事による各施設の利用に不都合が生じる可能性がある場合は、事前協議、周知徹底を行い、円滑に工事が進むように調整しながら、引き続き工事の進捗管理を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、利用者に不都合が出ていないかというような御質問でございます。まずは、各施設の利用者の皆様方には本当に御不便をおかけしているところでございますけれども、御理解、御協力を賜っておりますことに対しまして、心より感謝を申し上げる次第でございます。この施設の移転につきましては、従来の利用形態と移転先での利用形態等を考慮しながら、事業運営に大きな影響が出ないような移転先の施設整備や運営方法を十分に検討しており、現時点では大きな問題はないというふうに認識をしているところでございます。トレーニングセンターにつきましては、

一部部屋を占用させていただいているところでございますが、利用者の皆様には児童館として施設を活用している状況を御理解いただいた上で施設利用をしていただいております。児童館の運営と一般の方の利用を区別しながら、それぞれが安全に利用できるように十分な配慮をして、現時点では大きな問題はないものと認識をしております。また、特に利用者の方、保育所であるとか、利用者の方からの声、御意見というの、御要望というの、現段階ではお聞きをしていないというような状況でございます。ふれあい生活館におきましても、子育て支援センターが入ったり、隣の部屋を子育てサークルさんが使ったりという状況がありますけれども、こちらにつきまして子供の声が聞こえて非常に元気が出るというような、非常に好意的に受け止めていただいている部分もございまして、重ねて感謝を申し上げる次第でございます。今後も児童館と一般利用者が安全に施設利用できるように、調整を図りながら事業を実施をしまいたいというふうに考えております。駐車場の利用調整も行い、利用者に混乱が生じないように配慮をしていきたいというふうに考えております。

次に、第7次総合計画の実施計画についての御質問でございます。第7次の総合計画につきましては、3月の議会におきまして、この基本構想と基本計画を承認いただいたところでございます。そのことも受けまして、4月と5月に村づくり委員会を開催して御意見をいただいたところでございます。そうした御意見も踏まえた中で、また、基本構想を検討する段階で実施計画につながる御意見もいただいておりますので、そうした御意見、可能な限り反映をさせ、各課で令和3年度の実施計画の内容を検討し、8月25日に推進本部を開催をしまして実施計画を策定したところでございます。当初、7月の30日にはこの推進本部の開催を予定していたところなんですけれども、非常に新型コロナの特別警報というの、出る中で、村におきましても少しコロナへのBCPということで、在宅勤務というようなものも取り入れたような関係もございまして、少し後に遅れてしまったという現状でございます。8月25日にはこの実施計画を策定をしたところでございます。

この実施計画につきまして、総合計画の審議会、皆様に9月下旬から10月上旬にはこの審議会を開催をし、説明をさせていただきたいというふうに考えております。また、並行しまして、この総合計画、実施計画の進捗状況につきましても、中間のチェックを庁内で行っているところでございまして、これが6月に決算、出納閉鎖後に決算が終わるわけですけれども、この決算の状況を受けて、その決算確定後に次年度の予算につながるような流れをつくっていききたいなというふうに考えているところでございます。今年が初年度ということですので、少しイレギュラーになってくるかと思いますが、この総合計画、実施計画も踏まえたところで、昨年度までの事業

の実施、あるいは今年度途中の事業の実施状況というのをしっかり踏まえ上で、新年度の予算に反映できるように取組をして、そういったサイクルをつくっていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、3つ目、コロナ禍での移住定住の状況についての御質問でございます。昨年の10月に、総合政策課内に移住定住の総合相談窓口を開設したところでございます。これは、仕事、住まい、結婚を総合的にサポートするものでございまして、仕事のサポートでは県立ハローワーク、住まいのサポートでは宅地建物取引業協会、結婚サポートでは県のえんトリー、とっとり出会いサポートセンターといったところとも連携をして支援を行っているところでございます。仕事のサポートの関係では、この7月にヴィレステでお仕事相談会を開催をしたところでございます。住まいのサポートの関係では、窓口や電話で新築住宅建築用の土地の問合せが非常に多いというような状況で、新たな土地が市場に出るとすぐに購入をされていくというようなことがありまして、この土地の掘り起こしというのが今後も重要になってくるというふうな認識であります。結婚サポートの関係では、えんトリーへの入会される方に対し、これ1万円の登録料が必要となるところでございますけれども、本村におきまして、この登録料を今年度より全額補助する制度を開始したところでございます。住民の方での入会者も増えてきているという状況だというふうにお聞きをしているところでございます。こうした施策につきまして、ホームページやケーブルテレビひえづ113チャンネル、広報誌等で情報発信を行っているところでございまして、また、イオンモール西館に4月にできましたPRコーナーや、8月にはチューリップコートにデジタルサイネージ、電子看板の設置をいただいたわけですが、こういった中でも情報発信を行っているところでございます。動画でも、移住希望者に向けたPR動画を村内の移住者の方にも御協力をいただいて、これはふるさと鳥取県定住機構が作られたわけですが、ユーチューブで公開をされていますし、また、先ほどのデジタルサイネージのほうでも流させていただいているところでございます。

あとは、少し移住の状況というか、数字的なところを申し上げますと、令和2年度の県外から本村への移住の方は19世帯27人ということでございまして、令和元年度は14世帯20人ということでございますので、増加をしているところでございます。また、国勢調査が昨年度行われたわけですが、平成27年の3,439人から、速報値ではありますが、令和2年は3,504人ということで増加、県内自治体の中で唯一増加をしたというデータが出ているところでございます。こうした数字もさることながら、移住定住に関する情報をこの相談窓口で相談者の方に一元的に提供できることとなった効果は非常に大きいのではないかと考えていると

ころでございます。今後もこの相談窓口の周知と情報発信、あるいは関係機関との連携も図りながら、移住定住施策を推進し、地方創生総合戦略の目標である2060年に3,600人の人口を目指して取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上で長谷川議員からの一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） これより再質問に入ります。

長谷川議員。

○議員（1番 長谷川康弘君） では、再質問させていただきます。

まずは子育て拠点施設の工事に関連したことなんですけども、今、トレセンで児童館は事業を行っておられますが、村報の「じどうかんだより」を見ると、トレセンの子供たちの過ごす様子が載ってて、アリーナを利用したり、いろいろロビーや部屋を工夫して活動されている様子がよく分かるんですけど、先生のおられる、今、受付の中ですね、あの狭いところに3つぐらい机を置いてしとられるんですけども、その辺で、先ほど苦情とかないと言っておられましたけども、何か多少の不満とかそういったのは出てないでしょうか。ロビーなんかは割と広く、机が置いてあって、椅子が置いてあってというような状況なんですけども、ちょっと先生の事務室というか、歩く場所もないようなところなんですけども、先生方から何もなかったらいいんですけど、その辺はどうでしょうか。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 長谷川議員の御質問にお答えいたします。

先ほど御指摘いただきました事務室なんですけども、従来はトレセンの管理人さんがおられたスペースということで、児童館の職員3名、常時は大体3名が入っておりますけども、そのスペースとしてはなかなか狭い状況はあろうかと思えます。その中で、ただ、スペース的には限られた中での業務となっておりますので、狭さを感じながらも何とかその中で工夫をしながら対応していただいているというところで、特に大きな不満というか、を聞いているという状況はございませんけども、その限られた中でやっていただいているという状況でございます。以上です。

○議長（山路 有君） 長谷川議員。

○議員（1番 長谷川康弘君） 先生も不満がないのか言えないのか分からないですけど、来年の10月までなんで我慢されるのかなと思いますけど、管理人さんもすごく狭いところに閉じ込められて結構大変そうなんです、トレセンの夜間の。それはいいんですけど、小学校に空気清浄機が入ったんですけど、今の児童館とかそういったのには入っていないのでしょうか。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 長谷川議員の御質問にお答えいたします。

児童館のほうには、空気清浄機のほうは入ってございません。

○議長（山路 有君） 長谷川議員。

○議員（1番 長谷川康弘君） 新しい保育所とか複合施設にはどうか分からないんですけど、今のところの、ロビーとかは割合、開放された感じなんでいいかと思えますけども、あの奥の研修室の中は、ちょっと見たことないんで分からないんですけど、必要はないんでしょうか。今後とも入れる予定はありませんでしょうか。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 長谷川議員の御質問にお答えいたします。

研修室の奥のほうですけども、基本的には、換気する場合には窓を開放して、北側と東側に窓がございますし、あと、出入口のほうも開放したような状態で、換気には十分気をつけながら活動をしているというふうに聞いております。今後につきましても、特に導入というような予定はございません。以上です。

○議長（山路 有君） 長谷川議員。

○議員（1番 長谷川康弘君） 窓を開けて換気ということでしたら、小学校もできるような気はするんですけど、ちょっとその辺が不公平かなという気はしますけど、期限のあることですので、導入する予定がないということでしたら仕方ないと思います。

あと、もう1点ですけども、今度は保育所のほうなんですけど、児童館の取壊しとか、これから民俗資料館の取壊しとか、それが終わってよいよ建設に入るわけなんですけど、どうしても工事の騒音とか多少は発生するんじゃないかと思うんですが、保育所のお昼寝の時間がありますけど、その辺はいかがなものでしょうか。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 長谷川議員の御質問にお答えいたします。

今、これからの解体の場所としましては、現在使っております保育所の近くのプール等、近くの保育園の園舎の一部も解体ということも始まってまいります。そういう中では、お昼寝の時間帯ですね、そういう時間帯については工事を行わないとかいうような調整をしながら、また、保育所の中でも使う部屋をちょっと移動して、ほかの部屋を使うなどの工夫をしながら対応をするということで伺っております。どうしても解体工事等、これからの建設もなんですけど、騒音という部分はどうしてもあろうかと思えますので、御迷惑をおかけする部分もあろうかと思えますが、一応、業者のほうにはその辺りの工夫をしながら、また、保育園の中でも工夫をしながら部屋を

使っていくというところで検討をしております。以上です。

○議長（山路 有君） 長谷川議員。

○議員（1番 長谷川康弘君） 配慮はされてると思います。先ほどの交通安全のことに関してでも、通学時はなるべく通行しないようにという、工事車両ですね、とか、このたびのこのお昼寝時間には工事しないようにとか、そういった業者に対しての制約というか、依頼というか、しておられると思うんですけど、それによって今の工事の工程が狂うというようなことはありませんでしょうか。これも見越した上での工事の工程なんですか。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 長谷川議員の御質問にお答えいたします。

業者のほうには、そのような園への配慮等をしながらの工事工程ということで話をしておりますので、工程がずれ込むというようなことはないように、当然、調整をしながら進めていただくということで理解をしております。以上です。

○議長（山路 有君） 長谷川議員。

○議員（1番 長谷川康弘君） 最初からそういう予定で組まれてるなら、予定どおり大丈夫だと思います。

それともう1点ですね。新築工事に関して請け負う入札がありまして、その中で、建築とか電気設備に関しては落札されたんですけど、機械設備に関しては、3回の入札があって不落札になったということで、随意契約になったんですけど、要因は機械の高騰との理由だったんですけど、金額的には300万ほどの差なんですけども、その差が3回の入札でも埋まらなかったということで、その差額に関してはその企業、事業者側が利益を落としてするのか、それとも設備機械をちょっとずつランクを落とすというか、ランクを落とすってあんまい表現じゃないですね、ちょっとだけ安い機械に変えるとか。機械ですんで、そこでやめるということはないんでしょうけど、その辺はどのようにしてその300万は埋められたんでしょうか。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 長谷川議員の御質問にお答えいたします。

先ほど御指摘の機械設備の契約につきましては、最終的には商議で随意契約という形にさせていただいたところでございます。その差額につきましては、こちらでも仕様を定めて提示をしておるところでございますので、ランクが下がるというようなことではなくて対応できるというふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 長谷川議員。

○議員（1番 長谷川康弘君） ランクが下がるということではないということは、事業者が利益をのむということになると思います。事業者への負担がかかるということはいけませんけども、施設自体の設備がちょっとというのも困りますんで、その辺は、工事に入ってもよく注意して見ていただきたいと思います。

続きまして、2番目の第7次総合計画ですけど、午前中に同僚議員からの質問があったので、この辺は簡単にいきたいと思います。審議委員会がいつ開かれるのかということを知ろうと思ったんですけど、村長の答弁にありましたので、ホームページの掲載もありますよね。今、基本計画、基本構想が載ってますけど、実施計画もホームページに載せるということでしたよね、午前中のあれでは。で、いつ頃載るんでしょうか。

○議長（山路 有君） 福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 長谷川議員の御質問にお答えいたします。

現在、ホームページに掲載はできておりませんが、掲載の準備を進めている段階で、でき次第、掲載したいと考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 長谷川議員。

○議員（1番 長谷川康弘君） じゃあ、でき次第、ホームページに掲載ということで、この問題というか、この質問につきましてはもうこれで、午前中聞きましたんで、終わりたいと思います。

続きまして、3番の移住定住なんですけども、先ほどの村長の答弁にありました、令和元年度が20人の、令和2年度が27人というのは、県外からでしたっけ、村外からなんですかね。

（「県外です」と呼ぶ者あり）県外、去年の12月の定例会で質問したんですけども、そのときの答弁では、移住者はほぼ近隣からということだったんですけど、この県外というのは、島根県とかそういったほんの近くのことなんですか。それと、その後、その後ってさっき聞いたんであれなんですけど、今年度に入ってからはどうなんですか。

○議員（1番 長谷川康弘君） 福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 長谷川議員の御質問にお答えいたします。

県外からの移住なんですけども、これ、住民課の窓口で、全部転入の方にアンケートを御協力いただいております。実数としてイコールではないんですけども、アンケートに御協力いただいた方のみの数字になっております。県外からということで、一番多いのは、確かにおっしゃったとおり島根県の場合が多いようです。その他いろいろまちまちなんですけども、ちょっと今手元にどこから何件というのがなくて、具体的なことはお答えはできかねますが、転入の理由ですね、これが一番多いのは仕事関係ですね、就職であったり転勤であったりっていうようなアンケ

ート結果をいただいております。以上です。

○議長（山路 有君） 長谷川議員。

○議員（1番 長谷川康弘君） 近隣が、どの辺の近隣かちょっと、去年の12月定例会で質問をしたとき、ほんのこの辺の米子ぐらいかなと思ってたんですけど、県外ということで、県外からもあるんだなという認識を得ました。1年ぐらいたつんですけど、相談件数というのはどのぐらいあるもんなんですか。どの辺からとか、今分からないって言われたんで分からないんですけど、この総合何とか窓口をつくる前とつくった後で、相談件数が格段に伸びたとか、そういうイメージはありますか。

○議長（山路 有君） 福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 長谷川議員の御質問にお答えいたします。

相談というのは、土地とかの相談の件数だけじゃなくって。

○議員（1番 長谷川康弘君） 全体で。

○総合政策課長（福井 真一君） 仕事とか結婚ですね、はい。

昨年10月に、総合相談窓口、開設したところなんですけども、開設後に、仕事の相談が私の記憶では数件ございました。結婚の相談は、やはり結婚っていうのは微妙な相談内容ですので、なかなかしにくくなっていうことがありまして、これは聞いておりませんが、親御さんがパンフレットを持って帰りたいというようなことでお持ち帰りになった方はいらっしゃって、その際に、相談っていうわけじゃないんですけど、こちらのほうから説明を積極的にしている状況です。

あと、土地、建物につきましては、従来から非常に多くございまして、電話での場合もございまして、窓口にも直接来られて、具体的な場所とか条件とかをお聞きになる場合がございます。窓口設置してからも結構ありまして、実は、去年コロナで、2年度は前半がほとんど土地が動かない状況でございました。それが9月以降ぐらいからでしょうか、少しずつ売買が積極的に動くようになりまして、今年度に入ってから結構動いておるようです。情報も、ホームページなり、総合政策課の窓口にも掲示しておるんですけども、日々動いておりますので、いいと思ったらもう既に商談に入ってたとか、もう売れてしまったとかいうのでどんどん状況が変わっているという状況です。

あと、もう一つは、なかなか自分の気に入った土地がないので、新しい物件が出たらとにかく連絡くださいという方が複数名いらっしゃる状況です。以上です。

○議長（山路 有君） 長谷川議員。

○議員（1番 長谷川康弘君） その土地ということなんですけども、空き家も結構ありますね、

空き家とかのほうの相談とかはないですか、大体、更地みたいなところが主ですか。

○議長（山路 有君） 福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 長谷川議員の御質問にお答えいたします。

空き家、中古住宅として、今、物件、4件掲載しております。空き家の件数は30数件ございますけども、実際に売買の意向を示しておられる方が4件ございまして、なかなかこれは、中古住宅も新しいものとすぐ売れるんですけども、20年、30年、40年たっておりますと、なかなか売れない状況になっております。なかなか売れないから、更地にして土地として売ろうという方も数名ですがいらっしゃいまして、売買成約にこぎ着けたところもございまして、それは、空き家の解消にもつながっております。以上です。

○議長（山路 有君） 長谷川議員。

○議員（1番 長谷川康弘君） 売りにくい空き家が多いとは思いますが、土地といってもなかなかそんなにはないでしょうし、その辺はすごく長年の課題だとは思いますが、移住定住にかかわらず、空き家の対策は必要になると思います。

それと、もともとコロナ禍で設置された窓口なんであれだと思いますが、これから絞るのに、近隣に絞るのか、県外の大阪、都会にも発信していくのかという問題があると思いますが、それほど都会からの問合せとかはないですよ、どんなものでしょうか。

○議長（山路 有君） 福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 長谷川議員の御質問にお答えいたします。

この総合相談窓口を設置してから、県外からのお問合せっていうのはございません。建築できる土地を探してるんだけどという御相談はないんですが、それ以前、Uターンの方であったり、全く日吉津と縁のないIターンの方であったり、方が情報を得て、家を建てられたケースはございました。以上です。

○議長（山路 有君） 長谷川議員。

○議員（1番 長谷川康弘君） 県外というか、都会への発信は、村独自というよりは、何でしたっけ、移住何とかかとか、あら……。を利用してなんだろうから、それほど力は、力を入れてないと言ったら駄目ですけど、いいと思うんですけど、狙いは近隣、近いところの、県外でも近いところを狙っていくということで、それはそれでいいと思います。今ホームページに出ますよね、8月23日か何かから、住むなら日吉津という動画が。ちょっと初めて見たときは衝撃がありましたけど、あの動画、差し障りのないところでいいところをいろいろ載せてあるんですけど、できれば、日吉津の売りが、あまりにも何か中途半端、中途半端じゃないな、ちょっと何

かおんぼらとしとするようなあれで、子育てとか学校教育に力を入れてるんなら、もうちょっとそれに特化したような、特化までとはいかなくても、力を入れたような動画も作られたらどうかと思うんですけども、あれはどちらが作られたやつですか。

○議長（山路 有君） 福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 長谷川議員の御質問にお答えいたします。

先ほど村長答弁でもございましたように、この動画を作ったのが、ふるさと鳥取県定住機構が県下全市町村の動画を作るということになりまして、それで、日吉津村としてはこういったことを載っけてほしいであるとか、それから、移住者を紹介してほしいという御依頼がございましたので、見ていただいた、近隣の方の移住者なんですけども、お店を開いて結構頑張っておられる、いいところですよっていうような動画を作っていたところなんです。日吉津村、7月に実は動画アップしたんですけども、結構、視聴回数も上がっておりまして、好評を得てるんじゃないかなと思っているところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 長谷川議員。

○議員（1番 長谷川康弘君） ということは、役場で作られたやつではないということですね。だからちょっと、それ以上言いませんけど。（笑声）ちょっと独自でもまたいいところを、今だったらいいところを入れようとしてあるんで、絞った感じでいいところを入れてもらえたらなと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（山路 有君） 以上で長谷川議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） ここで暫時休憩を入れます。再開は午後3時からといたします。

それでは、休憩に入ります。

午後2時42分休憩

午後3時00分再開

○議長（山路 有君） 再開します。

6番、河中博子議員の一般質問を許します。

河中議員。

○議員（6番 河中 博子君） 6番、河中博子です。よろしくお願ひします。

コロナの蔓延はとどまるどころを知らず、村民はその不安になすすべもない状況です。日吉津

村には、先日、日吉津小学校関係者に陽性者が出たものの、幸い、その後の蔓延は抑えられたようで何よりでした。行政としても、引き続き蔓延防止のためにあらゆる策を巡らせて村民に呼びかけ、コロナ終息に向かっていけるよう、格段の御努力をお願いしたいと思います。

今日は、職員教育について伺います。職員の皆さんが行政職員として日頃どのようにしてスキルアップしていらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。

人材育成は、どんな職業であれ、やらなければならない最も重要な取組です。新入職員は新入職員なりに、中堅職員は中堅職員なりに必要だと思います。村民の暮らしと一番近いところにある役場職員は、事に当たって状況を正確に把握し、最もふさわしい手法を吟味して、遅れることなく問題解決に当たるなど、業務の遂行に高度なスキルが要求されます。それは、行政職員に限らず、一般的にそうなのですが、公務員は全体に奉仕する立場から、なおさら厳格に要求されるものと考えなければなりません。日吉津村では、そのための人材育成をどのような方針で進めていらいらっしゃるのでしょうか。古くて新しい格言、ハウレンソウはきちんとできているのでしょうか。良薬は口に苦けれども病に利あり、忠言は耳に逆らえども行いに利ありと申します。やんわりとではあっても、自分の至らざるところを指摘されるのは誰しも好むものはありません。しかし、評価するところはしっかりと評価する、そうでないところがあれば、もちろん、人の尊厳を傷つけることは避けつつ指摘し合う、そういう職場環境であってほしいと願っています。また、それが切磋琢磨するということであって、スキルアップの基本だと思います。

人材育成につきましては、今年度から5年間、西部7町村共同で取り組む計画があるようですし、滋賀県で行われる市町村アカデミーや、事に触れて村独自の研修会も行われていると思います。第7次としてスタートいたしました新しい総合計画にも、高い専門性や企画調整能力など組織に必要な人材育成を図り、時代に即した行政サービスの質の向上と、村民福祉の維持に努めるとあります。総務課の今年度の主な事業の中にも、職員人材育成が書かれています。これを見ましても職員教育に力を入れる姿勢が読み取れます。住民の福祉の増進のために、また、農業、財政問題など、持続可能な村づくりのためにどのような人材育成の方策を実施されているのか、その実績と課題、村長の指導方針についてお尋ねします。

なお、答弁によりましては再質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） それでは、河中議員からの一般質問にお答えをしまいたいと思います。

職員教育はどう進めているかとの御質問でございます。本村におきましては、平成22年に日

吉津村人材育成基本方針を策定し、それに沿って職員研修等の人材育成を行ってきているところでございます。しかし、この基本方針は策定から10年以上経過をしており、今の、昨今の時代に合わせた改定が必要なものと認識をしております。

令和元年度には、目指す職員像を、信頼される職員を確認し、キャッチフレーズも、日吉津村のために学び続ける、変わり続けるというものに決定をし、取組を進めているところでございます。具体的には、昨年度から人事評価制度の業績評価の一環として、4月に職員一人一人が組織目標、これ、各課で組織目標というのを立てているんですが、職員一人一人が組織目標に沿った個々の業績目標を立て、課長職と面談をして目標を確認し、年度末にも面談をして、実績の達成度を確認をするというような取組を開始したところでございます。今後、公務員の役割、職位ごとの役割、職務で発揮する必要な能力等につきまして、職員研修を通じて確認をしていく予定にしているところでございます。

また、研修ということで申し上げますと、鳥取県職員人材開発センター主催の階層別研修、能力開発向上研修等に積極的に参加をし、全職員に研修を受ける機会をつくっているところでございます。

議員からもありましたように、今年度から若手職員を対象に、西部7町村が合同で地方創生人材育成アクションプラン研修を実施をしているところでございます。本村からも5名が参加をしており、地域の課題を解決する能力向上のため、5年間の研修に参加をしてまいるというところでございます。

今後でございますが、先ほど申し上げました人事評価の能力評価の部分につきまして、公務員、それから職位ごとの役割、職務で発揮する必要な能力等について、職員研修の中でみんなで確認をし合いながらつくり上げていき、その能力評価というのが定まってきましたら、日吉津村の人材育成基本方針の改定ということにもつなげていきたいというふうに考えております。

以上で河中議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） それでは、再質問に入ります。

河中議員。

○議員（6番 河中 博子君） 少し再質問させていただきます。

人材育成について、いろいろと新しい取組などを話していただきました。先ほど村長がおっしゃいましたけれども、日吉津村人材育成基本方針というのが平成22年にやっていて、それから10年たっているがということでした。この人材育成基本方針が村のホームページに掲載されていますけれども、22年のままだったものですから、これは今も継続だろうかと思いましたが

ども、これは継続ではなく、これから見直しをしていくということだったのでしょうか、先ほどの村長の話では。ちょっとその辺が読み取れませんでした。いかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 河中議員の御質問にお答えします。

おっしゃいますように、22年8月に制定したものでございまして、これは、今後改定していくということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 河中議員。

○議員（6番 河中 博子君） この日吉津村人材育成基本方針というのは、以前お聞きしたときには、これ、村独自というよりも、国からの指示もあって5年ごとに見直しをしていくものだというふうに回答していただいたような記憶をしております。それで、ちょっと元に戻りますけれども、あれから10年も経過しておりまして、その間、日吉津村の庁舎内といたしましても、退職者の方もいらっしゃいますし、もちろん新入社員の方もおられます。首長も替わられました。そういう中で庁舎内の顔ぶれとか空気、そういったものは随分と変わりましたので、これは、人材育成基本方針が、夕べも見ましたがそのままだったものですから、そういう庁舎内の人事の入れ替わり、首長も替わる、そういった中でも、10年間取組もなしで、改定もなしでやられたのかなと思って、これを一番お聞きしたかったんですけども、実際にやっていなくて、これからそれについて改定などを取り組んでいくということですね。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 河中議員の御質問にお答えします。

結論から申し上げますと、この方針自体は変えてはないということですが、先ほども答弁で申し上げましたように、令和元年度では目指す職員像を決めたり、それから、業績評価を始めるに当たって、それぞれ各職員で研修会等をしておりますので、その際にはこういった人材基本方針のことも勉強しながら、進めているということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 河中議員。

○議員（6番 河中 博子君） 元年度から、何か新しい人材育成の取組もなさるということでしたけれども、それはそれでいいことです。私は、この日吉津村人材育成基本方針というのがすばらしい理想的なことが書いてあるものですから、これを本当に5年ごとに見直しをされていったら、本当に大きな力になるのではないかなと思うのです。

例えばなんですけど、冒頭のほうに、住民のサービスを維持向上し、組織の活性化を図っていくためには、業務の一層の改善はもとより、一人一人の職員の資質の向上、能力を最大限に発揮

できるよう、職員の人材育成を図り、組織全体のレベルの向上を絶えず目指していくことが必要不可欠であるというふうに書いてあるんですね。全くそのとおりだなと思ってまして、実は6年前にも同じこのことを質問いたしましたときに、5年ごとに見直ししていくので、今後またその見直しをやる予定ですというふうにおっしゃったものですから、10年たっているのにどうなっているのかなということでお聞きしました。これからそれをやっていくということですので、その件については了解いたしました。

当時のアンケートをもう一度見ましたけども、記述式にしても本当にいいことが書いてありまして、これを題材にして職員教育したら、本当にいいものができるんじゃないかなと思うんです。コロナ禍ですし、10年もたっておりますけども、それについて、これ、やっぱりこういうことに手をつけられなかったっていうのは、いろいろな状況はあるかもしれませんが、せっかくこういう方針ができていんなら、本当に新しいことをおやりになるのも結構ですけども、基本的なこれをクリアしていきながら、そこで見えてくる課題で新しいものをつくっていくというふうなことも考えていただきたいなと思います。職員の皆さんはこれを皆さん御存じで、頭にたたき込んでいらっしゃるでしょうけども、本当に具体的なことの質問がいっぱい書いてありまして、職員の皆さんの記述式アンケートにもいいことがいっぱい書いてありましたので、これが10年間ほったらかしだったのが気になって、今回の質問をさせていただきました。

同じ人材育成なんですけれども、管理職の育成ということでちょっと伺ってみたいと思います。一騎当千のばりばりの職員を育て上げていくのは管理職の役目だと思います。その管理職教育はどのように進めておられますか、伺います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 河中議員の御質問にお答えします。

管理職の教育につきましては、先ほどもありましたけれども、鳥取県の職員人材開発センター、こちらのほうで階層別の研修というのが行われております。そちらに参加して、管理職としての能力、スキルを身につけていただくような研修を中心にしております。

具体的に申し上げますと、例えば課長補佐研修であれば、マネジメントによる職場業務改善ですとか、リスクマネジメント、それから、組織活性化のマネジメントといった、実務というよりもマネジメントのほうに力を置いた研修が実際には行われているということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 河中議員。

○議員（6番 河中 博子君） 全般的に言いまして、職員一人一人の方の頑張りは、仕事量も多

くて、相当なものがあるだろうというふうに見ておりますけれども、村長に伺います。

村長は、職員に対してどのような指導方針をお持ちでしょうか。さきの一般質問で、私は、村長がもっと職員の執務中の場に出かけて、仕事の様子を見聞して指導の一助とされたいかがですかと提案いたしましたけれども、これについて村長はどのように受け止めていただけたでしょうか、改めて、職員の指導方針と併せてお伺いしたいと思います。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。職員の指導方針ということの重ねての質問でございます。

先ほど議員のほうからもありましたように、この人材育成の基本方針というのが定められているわけですが、やはりこの職員教育であったり、この辺りを充実していこうというのは、私も就任してすぐに取りかかったところでございまして、そういったわけで、令和元年からこの職員像というのを定めて、その後の取組を行っているところでございます。やはり、今、組織目標というのを各課ごとにつくって、それに向かって業務を進めていくというようなことをやっています。これは、やはり先ほど管理職員の能力開発というようなお話もありましたけれども、やはり各担当課、担当課長がしっかりと自分たちがすべきことは何かというのを自覚をして、それを目標として落とし込んで、それに向かって課として進めていく。その課の目標に対して、それぞれの職員も自分は何をすべきかというところをしっかりと持って進めていくというような組織的なところを、マネジメント的なところですけども、今、制度化をしようとしているところでございます。

あわせて、その目標、先ほど面談をしているという話もさせていただきました。やはりこの管理職員が部下の職員と面談をして、その目標達成であったりとか、日々の業務に対する考え方があったりとかを共有する中で進めていくということが非常に大事だと思っていますので、そういった取組も改修したところでございます。村長ももちろんそうございまして、各課長、あるいは課長補佐以下の職員についても、必要に応じ面談をするようにしておりますし、先般議会で議員のほうからも御指摘をいただきました。私もなるべく、なるべくというか、各課の様子を見るようにしているところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 河中議員。

○議員（6番 河中 博子君） 村長のお話を伺いますと、村長の指導方針としては、どちらかといえば個人個人に1人ずつ細かく指導するというのではなくて、どちらかといえば目標を掲げて、その後は職員とか課長とか、そういう方の、どういうんですか、創意工夫、そういうふうな

指導方法であるということだと受け止めてよろしいでしょうか、そういうことですね。まず目標を持って、それによってその職場が全部そっちの方向に向かって進んでいく。そのようなお考えなのではないかと思いましたが、いかがですか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。おっしゃいましたとおり、それぞれが目標を持って進んでいく、そして、面談をするということも申し上げましたが、やはり定期的にその評価を行っていくことで、職員の次の目標とかやる気も引き出していく。そこは、やはり指導という部分も当然ありますけれども、やはり職員の一人一人の自発的な取組には期待をしているところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 河中議員。

○議員（6番 河中 博子君） 面談をするということは本当にいいことだと思います。いいことだと思いますが、その面談もやっぱり失敗を恐れずに堂々と言えるといいですか、そういったような職場環境づくりが大事だと思うんです。この人事評価のほう、人事評価を取り入れるっていうふうになっていますから、基本方針には、ややもすると、そういうことを頭に考えてなかなか言えないということもあり得ることですから、そういうことがないような職場づくりっていうのがあって初めて面談も生きたものができるんじゃないかなと、ちょっと遠回しな言い方ですけども、職場環境っていうのが本当に職員を伸ばす一番大きなファクターの1つだと思います。

余談ですけども、よくラグビーでノーサイドという言葉を使います。戦いが終わった後、勝ったほうも負けたほうもこだわりを捨てて、お互いの健闘をたたえ合う、これがノーサイドの精神です。さきのワールドカップでも、私たちはたくさんそういう感動的なシーンを見てきましたけれども、この精神、気持ちがないと、なかなか職場がスムーズに意思の疎通ができないというふうに思います。えてして、どうしても、先ほど忠言はというふうに言いましたけど、耳に逆らえどもって言いましたけども、どうしてもそれはしこりが残りやすいものですので、その職場づくり、まずは管理職がそういうことがないようにしていかないといけないんですけれども、ノーサイドの精神ということで、職場の環境づくりということに管理職の方は特に取り組んでいただきたいなと思います。

それから、ちょっと飛躍しますけれども、このノーサイドの精神がないと参画と協同ということもうまく機能しないんじゃないかなと思うんです。勝ったほうも負けたほうも、やはり気持ちは残るけれども次に進むためにという、そういう健全な職場づくりをぜひお願いしたいと思います。そういうための人材育成ということで取り組んでいただきたいと思います。

先ほど村長がおっしゃいましたけれども、県主催の研修会っていうのも、聞いてみますと結構いろいろな形でやっておられまして、新入職員に対しては年2回、4月と9月、基礎研修とフォロー研修、それから、2年目の職員に対しては法律の基礎、3年目の職員には行政法などが実施されているようです。これも村のほうでは積極的に参加しているという先ほどの答弁でございましたから、ぜひともそういうのは継続してやっていただきたいと思います。

こういう研修会に出ていきますのには、もともと人数もそう十分な職場ではないと思いますので、職場のほかの職員に過重な負担がかからないように配慮しながら、できれば誰もが参加できるように、そういうふうな人員配置とか職場関係の環境をもっていただきたいと思います。研修を受けたから、途端にめきめきと見違えるように変わるものではないかもしれませんが、何がしか得るものを持って帰ってこられる、これが人材育成、職員教育の一番大事なことだと思いますので、よろしくお願いします。

終わりになりますけれども、行政の役割は、住民福祉はもとよりですが、農業問題、環境、防災、財政問題など、課題は山積しています。それをクリアするためにも、各分野でのエキスパートが求められていると私は思っています。職員の能力は当然個々に違いますけれども、それをどう生かすかはトップの考え次第だと思います。一般的に、年金の額は有無を言わず下がる一方です。片や、医療保険や介護保険は上がる一方で、私たちの暮らしは決して豊かではありません。その上コロナ禍が追い打ちをかけ、生活困窮者が増えているニュースが後を絶ちません。そこにこそ行政が手を差し伸べる必要があるのではないのでしょうか。村民の暮らしに寄り添いながら、目配り、気配りするためには職員のスキルアップは欠かせません。それは、行政職員はその道のスペシャリストでなければならないからです。コロナ禍で職員教育どころではないかもしれませんが、教育は一朝一夕にできるものではありません。まずは目標を持って、日々の業務の中での自覚、自分自身のスキルアップのためにも、日々の研さんに基づく誤りのない業務遂行をお願いしながら、一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） 以上で6番、河中博子議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日、9月10日午前10時から全員協議会を開催します。（「9時」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、9時でした。午前9時からですので、再度、午前9時から行います。

あと、8月18日配付いたしました、うなばら荘の民間譲渡に係る事業者公募についていう資

料を、8月18日、皆さんに配付しております。この資料を持参していただきますようお願いいたします。

以上で終わります。御苦労さまでした。

午後3時30分散会
